

令和2年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和2年3月3日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	中 原 敬	介
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋	一
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 新年度予算施策等の説明
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和2年3月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、炭谷猛議員及び水谷末義議員を指名いたします。

議 長 次に日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から3月19日までの17日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に日程第3、「諸般の報告」を行います。

去る、1月26日に令和2年度東京川棚会が開催されました。

今回は正副議長が出席をしております。当日は、東京及び近隣にお住まいの皆さんやふるさと応援大使岩松了さんほか、約50名の方々が参加をされました。そのほか来賓として波佐見町・東彼杵町・大村市の東京会の会長さんも出席をされ、町長の近況報告等があり、総会后、懇親会に移り、アトラクションや川棚の特産品を含めた抽選会が行われ、ふるさと川棚の思い出話しなど、和気あいあいの中で1年ぶりの再会を楽しんでおられました。

また、翌日の1月27日には、クアーズテック本社と日本ハム及び日本

フードパッカー東京事務所を町長と訪問をして、近況報告・意見交換等を行いました。

次に、2月12日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第1回定例会が長崎市で開催され、条例の一部改正3件、令和元年度の一般・特別会計の補正予算、併せて令和2年度の一般・特別会計の予算等を決定し閉会いたしました。

その後、第71回長崎県町村議会議長会定期総会が開催をされました。総会に先立ち、全国議長会・県議長会による自治功労者、並びに町村議会広報全国コンクール激励賞の表彰伝達が行われました。

引き続き総会を行い、会務報告、議事に入り、令和2年度事業計画と歳入歳出予算、協議事項1件の決定と総会決議を行い閉会をいたしました。

次に2月22日、令和2年西九州自動車道建設促進大会が松浦市で開催をされました。主な内容は、各工事の進捗状況の説明があり、その後、松浦佐々道路・伊万里松浦道路・伊万里道路の早期完成や佐世保道路4車線化の整備促進、令和3年度以降の継続的な予算の増額確保などの決議を行い国へ要望していくことを決定いたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が12月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月実施分、1月実施分、2月実施分及び令和元年度定期監査及び指定管理者監査報告書が監査委員から提出されておりますので、後ほどご一読をお願いいたします。以上で、私からの諸般の報告を終わります。

議 長 次に、日程第4、「新年度施策等の説明」を行います。

町長から行政報告と新年度予算の概要について、「令和2年度施策等に関する町長説明書」を基にした説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様おはようございます。本日、ここに令和2年3月川棚町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず行政報告を3点させていただきます。

最初に建設課が発注した「中組地区排水路整備工事」において不適切な事

務処理を行ったことについてであります。このことにつきましては、全員協議会においてご説明を行うとともにお詫びを申し上げ、関係した職員の懲戒処分を行い、先般、公表を行ったところであります。また、この件につきまして、町長及び副町長としての責任を取り、町長及び副町長の令和2年3月分の給与を100分の10減額することとし、本3月定例会に「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を提出させていただいたところであります。このような不祥事を発生したことは誠に遺憾であり、この場をかりまして、改めて議員の皆様方並びに町民の皆様方に深くお詫びを申し上げます。今後、再びこのような不祥事が起こることがないように、改めて職員の綱紀粛正について徹底を図り、町民の皆様方の信頼回復に努めてまいりたいと存じております。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応についてでございます。昨年12月に中国武漢において発生した新型コロナウイルス感染症は、中国のみならず世界的に急激な勢いで感染者が増加しており、我が国においても、感染者数及び死亡者数は日ごとに増加しているほか、複数地域で感染経路が明らかでない感染者が散発的に発生しているようであります。政府は、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一体となって新型コロナウイルス感染症対策を進めるよう求めているところであります。こうした状況を受け、本町においては2月25日には、「町内事業所若者交流会」、「川棚ふるさと感謝祭」、「駅伝大会」の3つのイベントを中止を決定し、翌2月26日には緊急課長会議を招集し、この新型コロナウイルス感染症対策について、本町の対応策を協議したところであります。

その時点において、1、住民からの相談対応部署としては、健康推進課健康増進係とする。

2つ目が、行政執行上必要な会議は実施するが、感染拡大防止を図るため、不特定多数の方が参加または出席するイベント等については、原則として中止または延期をする。

3つ目が、窓口カウンターに新型コロナウイルス感染症対策を表示したアクリル表示板を設置し、また、町のホームページにおいても新型コロナウイルス感染症対策を掲載し、予防について呼びかける。

4つ目が、職員に対して、新型コロナウイルス感染症対策本部が発出した基本方針などの文書を配付し、対応を呼びかける、などの対策を決定したところであります。

この方針に沿った各課の対応といたしましては、健康推進課において、「いきいき元気アップ教室」をはじめとした各種介護保険事業及び赤ちゃん学級、1歳半健診等の各種保険事業については、3月中の延期または中止を行うとともに、長崎川棚医療センターの感染症対策室に依頼して、急遽、2月27日に高齢者施設を対象とした新型コロナウイルス感染症の対応に関する説明会を開催したところであります。

産業振興課においては、指定管理者である川棚町観光協会から「しおさいの湯」について、3月5日から3月15日までの間、施設を休館したいとの申し入れがあり、これを了承したほか、3月22日に予定していた「虚空蔵登山会」について延期するとの報告を受けたところであります。

本町発注工事の対応といたしましては、国土交通省から発出された文書「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」を町内建設事業者等に送付し対応を呼びかけ、また、本町が工事発注を行っている建設業者並びに施設等の委託業者等に対しても作業従事者の健康管理に留意するよう対策を求めたところであります。

教育委員会関係といたしましては、2月27日に総理大臣官邸において新型コロナウイルス対策本部が開かれ、安倍総理大臣から何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備えるため、3月2日から全国すべての小学校・中学校、高校、特別支援学校において、春休みに入るまで、臨時休校とするよう要請する考えが示されたところあります。さらに、2月28日に長崎県教育委員会から発出された指示を踏まえ、本町教育委員会において、次のような決定がなされております。

1つ目が、町内の小中学校を3月4日水曜日から3月24日火曜日まで臨時休校とする。

2つ目が、休校中は、不要不急の外出を控え、自宅で過ごすよう指導する。

3つ目が、高校入試、卒業式、修了式等で登校日を設けることもある。そ

の場合は各学校から周知する。

4つ目が、小学校低学年及び特別支援学級の児童で自宅待機ができない事情がある場合は、各小学校において受け入れを実施する。その際は弁当持参とする。

5つ目が、休校期間中、学校施設で実施する社会体育、部活動は中止する。

また、学校教育以外の事項といたしまして、1つ目が、教育委員会主催で人が集まる3月中の事業は、すべて中止する。

2つ目が、中央公民館、公会堂、体育センター等の利用者への感染症予防対策の実施を啓発する。

3つ目が、中央公民館図書室の高校生以下の利用は、図書の貸し出し以外は利用を禁止する、を決定いたしております。

さらに、3月2日には、課長会議終了後に、川棚町新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、その中において、新型コロナウイルス感染症対策について協議を行い、今後の状況を見ながら、感染拡大防止に向けて本町として可能な限り対応していくことを確認したところであります。町民皆様方の健康と安全確保のために、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、片島映画ロケ「祈り 幻に長崎を想う」についてでございます。戦後75年の節目に、戦争と原爆の悲惨さを後世に伝えることをテーマにした映画「祈り 幻に長崎を想う」の長崎ロケが、2月7日金曜日、三越郷片島公園でクランクインいたしました。この日、片島公園には、長崎に原爆が投下された直後のセットが生まれ、主人公鹿役の高島礼子さんが、学生ながら懸命に救出活動をする場面が撮影をされました。翌8日土曜日には、原爆で家族や家屋敷などを失った忍役の高谷友香さんとエキストラの川棚純心こども園の園児が歌う場面などが撮影をされたところであります。また、寒い中で撮影する関係者に、三越郷の方々が、温かい豚汁、卵かけご飯、サザエを振る舞い、小串トマト組合は、小串トマトを振る舞うなど、撮影スタッフの労をねぎらっていただきました。この映画は、4月完成予定で、5月には米国ニューヨークの国連本部における上映が計画をされており、7月には本県で先行上映され、9月には全国公開の予定であります。また、本町でも上映

会を開催したいと考えておりますが、この映画は片島公園のPRのみならず本町のPRにもその効果が期待されるところであります。以上、3点について、行政報告をさせていただきます。

続きまして、令和2年度の各会計予算をはじめ、人事案件並びに条例の一部改正、その他の議案を審議していただくに当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、新年度施策についての説明を申し上げます。

我が国の景気につきましては、1月の月例経済報告においては景気は緩やかに回復しているとされており、長崎県内の経済につきましても緩やかに持ち直しているとされているほか、有効求人倍率は引き続き高い水準で推移いたしております。このような中、地方財政の指針となる令和2年度地方財政計画が2月4日に閣議決定のうえ、国会に提出され、その内容が一般に公開されましたのでこうした状況を踏まえて本町の一般会計並びに特別会計の令和2年度予算を編成したところであります。

予算編成に当たっては主要財源である町税収入、地方交付税、臨時財政対策債が総じて前年度をやや上回るという状況ではありますが、民生費、衛生費、商工費及び教育費の増加などにより多額の財源不足が生じ、やむを得ず基金繰入金の増額により対応する大変厳しい予算編成となっております。また、長年の懸案事項でありました新庁舎建設につきましては、仮庁舎への移転もスムーズに進み、現在は旧庁舎の解体工事に着手しているところでありますが、新たに外壁材除去工事を加えたことで全体的な工程に影響が生じてきております。このため、令和2年度末までに新庁舎完成を目指してまいりましたが、建設工事着手が若干遅れることとなり、令和3年度中の完成に向けて改めて予算の計上を行ったところでありますが、総力を挙げて取り組む所存であります。

また、行政を取り巻く課題は年々増加しており、今後の町行政を担うには幅広い知識と経験を有した人材の確保が急務であります。そこで、平成29年度から長崎県産業振興財団に、令和元年度には長崎県町村会法規室に職員を派遣し、行政課題の対応や施策立案が行える人材の育成を図ってまいりましたが、このたび、全国町村会を通じて農林水産省との人事交流の募集がありましたので応募をしていたところ、2年間の人事交流が決定をしたところでございます。人事交流の詳細につきましては現在調整中ではありますが、農

林水産省では令和元年度までに348人の市町村職員との交流実績があり、職場では国の行政施策を学ぶほか、施策の企画立案にも参加するとのことで、本町に復帰した暁には本町のリーダー的役割を担う人材になるものと大いに期待をしているところでございます。令和2年度におきましても、新たなまちづくりの指針を定めた「第5次川棚町総合計画後期基本計画」並びに「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像であります、「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現を目指し、限られた財源の中、最大限の効果が得られるよう、予算編成を行ったところであります。これらの予算の執行に当たっては町議会のご理解とご協力のもと、町民皆様のご意見や要望をお聞きしながら各分野における諸施策を力強く展開してまいり所存でございます。

それでは令和2年度の主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿って説明を申し上げます。

1、健やかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉関係事業につきましては、高齢者等の皆様が住み慣れた地域で元気で安心して生活できるよう、地域見守りネットワーク体制の構築や、高齢者等見守り活動パートナーシップ事業の実施など、見守り体制の充実を図るとともに、災害発生時に適切な支援が行えるよう自主防災組織の育成に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。また、高齢の運転者が免許証を自主返納した場合の支援事業を創設し、高齢運転者の交通事故の抑止を図るほか、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、「犯罪被害者等支援条例」を制定し取り組んでまいります。

子育て支援の施策につきましては、新たに策定します「第2期川棚町子ども子育て支援事業計画」の基本理念である、「川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちを目指して」のもと、各種子育て支援や教育・保育サービスの充実を図ります。また、昨年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代にあたる、いわゆる副食費が実費徴収となりましたが、本町ではすべての対象児童の副食費を無料化し、保護者の負担軽減を図ります。加えて新たに設置する、子育て世代包括支援センターでは、妊娠初期から子育て期にわた

り、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、関係機関と連携して切れ目ない支援を行ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者総合支援法の理念である地域社会における共生の実現に向けて、各種障害福祉サービスを提供し、支援の充実を図ることといたしております。

保健医療環境につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業において疾病の早期発見・早期治療に結びつけるとともに各種予防接種事業等に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましてはこれまで同様、安定的な運営に努めるとともに「第7期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業を展開してまいります。

国民健康保険事業につきましては、安定的な国保財政の運営を図るため、県と連携して取り組んでまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通情報ネットワークの整備につきましては幹線道路や生活道路の整備が重要あり、町道東臨港線歩道設置事業や町道上組西部線歩道設置事業につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用して実施することにいたしております。また、国の地方創生道整備推進交付金を活用して新たに町道新谷三反間線及び町道馬場線の整備に着手をいたします。

地域高規格道路「東彼杵道路」につきましては、建設の実現に向けて県や関係市町と連携を図りながら、引き続き国に対して要望活動を行ってまいります。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域の惣津地区の一部と川棚港湾の埋立地において污水管渠工事を進めてまいります。

町営住宅の住環境の質の向上を図るため、町営住宅新町団地屋根外壁長寿命化改修事業につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し、計画的に実施してまいります。

県営事業である川棚港における環境整備事業、川棚港白石地区の港湾改修事業並びに平島地区における海岸自然災害防止事業につきましても、早期完成を県に要望してまいりたいと考えております。

消防に関しては、施設・装備を充実させ、消防団員の安全確保や機動性の向上を図るよう取り組んでまいります。

防災に関しては、近年全国的に自然災害が発生し、甚大な被害が生じております。本町におきましても台風や豪雨による災害が発生していることから、「川棚川洪水ハザードマップ」を見直すとともに、新たに「土砂災害地すべり警戒ハザードマップ」を作成し、町民に危険箇所や避難場所の周知を図ることにいたしております。また、災害時において災害対応の職員であることを明らかにするために、災害対応の職員には防災服を着用させることとし、そのために災害対策用被服貸与制度を創設し、災害時の迅速な対応に備えます。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりにつきましては、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

学校教育におきましては、スーパーバイザーの活用による学校活性化事業や、サポートティーチャー、特別支援教育支援員、心の教室相談員の配置について継続するとともに、支援を必要とする児童生徒の増加に対応した人員配置を行い、一人ひとりの適正に応じたきめ細かな支援を行うとともに、家庭と学校との橋渡し役や調整役として活用しているスクールソーシャルワーカーについても活用機会の拡充を図り、不登校児童・生徒等の解消に努めてまいります。また、学校教育においてICT活用は必須となっており、本町の小中学校では既にタブレット型コンピューターを活用した教育を実践しておりますが、新たに各教室に電子黒板を設置するとともに、ICT機器の操作やICTを活用した授業をサポートするICT支援員を配置し、学校教育の充実を図ってまいります。

学校施設の整備につきましては、各小学校の校舎内のトイレが建設当時のままで老朽化し、悪臭等も発生していることから、全面的に改修し、学校環境を改善することにいたします。

スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、毎年度全国約40か所で開催されているボールフェスタの本町での開催を要望していたところ、令和2年度の開催が決定したところであります。このイベントは、日本トップリーグ連盟機構が主催する地域密着型のスポーツイベントで、様々な

団体のボール競技を体験するプログラムであります。同機構に加盟するリーグ所属出身のトップアスリートが運動の楽しさや技術を指導するとともに、運動を通じて親子のコミュニケーションを図るほか、参加者同士の触れ合いを通じて体を動かす楽しさを体験しながら、基本的な技術の習得や技術力をアップさせる機会を提供するものであり、次世代の子どもたちのスポーツライフを支えます。

4、活力と賑わいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業、商工業、観光等のそれぞれの分野において振興を図るよう取り組んでまいります。

農業につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、農地中間管理事業について、農業委員会と連携して農地中間管理機構への農地の集積・集約を進めるとともに、耕作放棄地の解消対策及び新規就農者の確保・支援に努めてまいります。

林業につきましても、意欲と能力ある林業経営者への集積・集約を図るとともに、森林の適正な管理を支援し、森林資源の保全に努めてまいります。

県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、事業の進捗を図るため、農山漁村地域整備交付金事業から地方創生道整備推進交付金へ見直しが進められているところであり、令和6年度の完成を目指して、工事実施に係る地元説明会等の支援に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、大村湾漁業協同組合が行う密漁監視や栽培漁業など資源管理の取り組みを支援するとともに水産物供給基盤機能保全事業を活用して片島泊地の浚渫工事を行い、船舶の航行の安全を確保することができましたが、引き続き浚渫土砂の処分をすることにいたします。

商工業の振興につきましては、川棚町の顔である駅前商店街などの空き店舗を解消するため、出店希望者を支援するとともに商店街の活性化のためのイベント等に引き続き支援を行ってまいります。

観光事業につきましては、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金事業を活用して、令和3年度までに本町の観光拠点であります片島公園や大崎自然公園の環境整備を行い、交流人口の拡大を図るとともに、川棚町観光協会や各種ボランティア団体と連携して観光の振興に取り組んでまいります。

5、住民と行政がともに歩むまちづくり。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり懇談会を実施してまいりましたが、今後も地区や団体の要請において開催をしてまいります。

広域行政の推進につきましては、本町を含めた11市町で西九州佐世保広域都市圏が昨年4月1日に誕生し、都市圏ビジョンに掲げる連携事業の取り組みを開始したところでありますが、今年4月には佐々町が加わることであり、都市圏ビジョンの見直しを行っているところであります。

本町が取り組む連携事業は多くがまだ調整段階にあります。農水産物の販路拡大を図る飲食店向け産地ツアーや移住・定住の相談窓口「移住サポートプラザ」の設置など、既に実施されたものもありますが、引き続き本町の地域経済活性化や人口減少対策に効果が期待できるよう連携事業に取り組んでまいります。

次に石木ダム建設事業についてであります。石木ダム建設事業につきましては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消を目的として進められているところであります。これまで、起業者において地域の皆様方に対し説明がなされてきましたが、残念ながら一部の地権者の方について未だご協力をいただけない状況にあります。現在は県において付替県道工事の着実な進捗に努められているところであります。こうした中において、昨年7月の梅雨前線及び台風、8月の前線に伴う豪雨により北部九州の広い範囲で自然災害が発生しており、特に川棚町におきましては過去に大きな水害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であります。川棚川下流域には多くの町民の皆様方がお住まいであり、住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の責務でありますので、今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでまいります。

続きまして、令和2年度予算の概要についてご説明いたします。

一般会計につきましては、前年度比2.5%増の総額67億6,000万円となっております。

歳入の主なものとしては、1款町税は個人町民税及び固定資産税の増加を見込み、3,007万円増の12億4,610万円といたしております。

9 款地方交付税は、国の総額において前年度比 1.2% の増加が示されており、これまでの交付実績をもとに前年度当初予算額よりも 4,900 万円増の 19 億 7,000 万円と見込んでおります。

17 款繰入金は、財源不足を補うため基金繰入金の増額を行うこととし、前年度よりも 2,036 万円増の 3 億 4,336 万円を計上いたしております。

20 款町債は前年度より 270 万円増の 9 億 8,010 万円としており、新たな町債として各小学校のトイレ改修工事に充てるため、教育債を設け、1 億 2,490 万円計上しているところであります。

続きまして、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

2 款総務費では、新庁舎建設事業費として工事費に総額 5 億 5,100 万円を計上しており、令和 3 年度中の完成を目指してまいります。

3 款民生費は、前年度よりも 1 億 3,666 万円増の 23 億 7,883 万円を計上しており、大きな増加となっております。これは障害者福祉サービス給付費及び障害児給付費が増加傾向であることや副食費の完全無償化などによる保育所等への給付費の増加が主な要因であります。

4 款衛生費は、前年度よりも 3,225 万円増の 4 億 4,168 万円を計上しており、主な要因としては東彼地区保健福祉組合分担金の増加であります。

7 款商工費は、3,513 万円増の 1 億 9,049 万円で長崎県 21 世紀まちづくり推進総合補助金事業を活用して、片島公園及び大崎自然公園の整備に要する経費を計上したことが増加の要因であります。

10 款教育費は、2 億 3,418 万円増の 5 億 6,187 万円で、こちらも大きな増加となっております。各小学校のトイレ改修工事、給食センターの屋根防水補修工事に係る経費を計上したことによるものであります。以上が、令和 2 年度の一般会計予算の概要であります。

なお、一般会計及び特別会計予算の総額は、120 億 8,811 万 6,000 円であり、その内訳は別表のとおりであります。

結びに、令和 2 年度におきましても町民の皆様の福祉の向上のため、総合計画で掲げた「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現のために、そして総合戦略において掲げた諸政策の実現に当たり、最大限効果を上げ、人口減少に

歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、町政運営についての所信と、令和2年度予算の概要等についての説明とさせていただきます。

次に、本定例会において、ご審議をお願いする案件は、人事案件1件、令和元年度一般会計補正予算（第4回）のほか5つの特別会計補正予算、条例制定3件、条例の一部改正11件、令和2年度の一般会計予算のほか6つの特別会計予算、その他4件となっており、提案件数は全部で32件であります。

それぞれの議案の内容につきましては、提案の都度説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 _____ **長** これで、新年度施策等の説明を終わります。

(10 : 46)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10 : 46)

(…休 憩…)

(11 : 00)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は8人であります。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、福田徹議員。

1 番 福 田 おはようございます。議席番号1番、福田徹です。

本日は将来の財政運営について町長へ質問いたします。

今、日本では全国的に人口減少が進んでいることから総務省では自治体戦略2040構想研究会が取りまとめた、人口減少社会への対応をテーマとした報告書を公表しております。毎日新聞平成30年5月6日の記事によりますと、これから20年後の2040年頃、人口減少と高齢化で行政の運営が最も厳しい人口構成にさしかかると見ているそうです。その頃の日本は人口が年間約90万人も減る一方で、団塊ジュニア世代も高齢者と

なり、65歳以上が約4,000万人とピークに達すると想定しています。人口減少社会に対応した政策転換を国へ促す内容となっております。少子化対策はもちろん重要で、続けなければなりません。急には人口減少に歯止めをかけ人口が増えるということは見込めません。人口減少社会の到来は避けられないものであります。このままでは国・地方ともに行政機能を持続できるかが危ぶまれ、地方自治体においても、従来の役割を見直さざるを得ないかもしれないと記事では結んであります。

このように「2040年問題」が注目され、国を挙げてその対策がなされている中、川棚町でも人口減少が進み、本町では企業誘致、移住・定住の促進、子育て支援など多くの事業に取り組んでいて、私も評価するところですが、しかし、これからの人口減少に伴い、町の財政規模が縮小していくと予想されますので、その対応をどのようにするのか以下の点について尋ねます。

一つ、川棚町の人口は平成12年、1万5,325人をピークに減少を始め、現在、令和元年12月末の人口では、人口は1万3,884人となっております。社人研人口推計では令和2年の人口を1万3,579人と川棚町の人口予想、予想されており、平成27年に本町が策定した「川棚町人口ビジョン」でも同様の1万3,578人から1万3,630人と想定されております。幸いにも、それをまだ約300人ほど上回っている状況であります。この「川棚町人口ビジョン」では、ビジョンは、平成27年12月に策定され、その位置づけとして本町の人口の現状を分析するとともに、人口に関する住民の認識を共有しながら、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するものとあります。そして同時にその人口ビジョンで示した内容を踏まえて、具体的な施策や効果が期待できる取り組みなどを盛り込んだ、「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。これらを策定して約5年が経ちますが、現状をどう捉えているのか尋ねます。

2番目に、人口減少や高齢化社会が進むと働く人が減少したり、地域経済の縮小が想定され町の税収が減ると推測されます。そこで、地方交付税の算定項目の一つに町の人口が含まれており、町としては人口減少による交付税への影響が心配されますので、今後についてどう予測しているのか

お尋ねします。

3番目に、予算規模が縮小すると予測されるならば、どのように対応するのか。財政計画はどうなっているのかお尋ねします。

4番目に、予算削減に当たっては、義務的経費の抑制も必要で、また補助事業や補助金も見直しがされていくべきだと思いますがどう考えておられるかお尋ねします。

最後5番目に、今、第6次総合計画が作成されている途中と思いますが、昨年12月の初手議員の一般質問に答えて行政改革でも第5次行政改革でも成果は上がっているが、再度行政改革大綱を策定するということがあります。そこで財政運営についてもどういった方針をお持ちなのかお尋ねいたします。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。福田議員からの将来の財政運営についてのご質問にお答えいたします。

5項目にわたって質問をいただきましたが、まず①の総合戦略及び人口ビジョンを策定して約5年が経つが、現状をどう捉えているかのご質問ですが、総合戦略に掲げた事業につきましては、子育て支援や移住定住支援を中心に積極的に取り組んできておりまして、一定の成果が得られたものと、このように思っております。しかし、若者の進学や就職により、都市圏への転居や未婚・晩婚化等による出生数の減少に対しては有効な施策がなく、社会減は若干抑制されたものの自然減は横ばいの状況で、人口減少が進行している状況でございます。そこで引き続き人口減少問題に対処するため、第2期の「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めているところであります。

次に②の人口減少による交付税への影響が心配される。今後についてどう予測しているかのご質問ですが、議員のおっしゃるとおり、交付税の算定において人口は重要な項目の一つであり、交付税への影響は想定されます。しかしながら、地方交付税の算定方法は、公共施設など社会資本の数や税収の状況など多岐にわたっていることや、国の財政状況や施策などにより、基準額や係数も変動することから今後の交付税への具体的な影響や減収額の予測は非常に難しく、担当課としても苦慮しているところであります。

す。したがいまして、現時点では予測が非常に困難であります。

次に③の予算規模が減少すると予測されるならば、どのように対応するのか。財政計画はどうなっているかのご質問であります。人口減少による町財政への影響は、地方交付税はもちろん、税収等へも影響は及ぶものと、このように考えております。反面、人口減少による予算規模の縮小は、歳入のみではなく、歳出に係る行政サービス費や、公的扶助費の、扶助の受益者も減少することとなるため、歳入と歳出のバランスが大きく崩れることはないのではないかとこのように考えております。また、財政計画については、平成30年1月に中・長期の計画を策定したところであります。その後の社会福祉制度の充実や緊急に小中学校にエアコンを設置したことなど想定外の事業を実施したこと、さらに新庁舎建設事業においても事業費が見直されるなど、前提用件が大きく変わってきていることから、今後、令和2年度以降の財政計画を策定することにいたしております。

次に④の予算削減に当たっては義務的経費の抑制も必要で、補助事業や補助金なども見直しがされていくべきと思うがどう考えるかのご質問であります。先の行政改革大綱実施計画に基づき、組織・機構の適正化を行うとともに、補助金等についても事務事業評価により適正化を進め、義務的経費である人件費の抑制や補助金、負担金の支出金額の削減を図ってきたところであります。したがいまして、新たに策定する第6次行政改革大綱におきましても、財政改革が大きなテーマになるものと思われまますので、その中で具体的な取り組みを検討することにいたすと、このように考えております。

次の⑤の今後、総合計画や行政改革大綱が策定されると思うが、財政運営についてどのような方針を持っているのかのご質問であります。現在策定を進めております総合計画の目的は、今後のまちづくりの方向性を示すものであります。その施策がそのときの財政状況や社会状況に応じて、事業化され、実施されることとなりますので、財政運営にまで踏み込むものではないとこのように認識をいたしております。したがいまして、④でも述べたとおり、行政改革大綱におきましては財政改革も大きなテーマとなると思われまますので、その中で予算規模縮小に対応するための行政コストの圧縮対策等についての方針を検討することにいたしております。以上で答弁いたします。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 はい。まず順を追って再質問をさせていただきます。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、一定の効果が認められ、また、実行されてきたということですが、若者の流出、また、未婚・晩婚対策というのがなかなか難しいようで、人口減少が若干、先ほども言いましたが、減り具合は緩やかなものに効果が上がってるんでしょうけど、そういったところの人口減少はやはり進行しているという状況で認識しておりますが、ではその人口ビジョンの位置づけの中で触れられております人口減少に歯止めをかける積極戦略と、人口減少に対応したまちづくりを行う調整戦略という、とのバランスを図りながら進めるというふうな表現がなされておりましたが、もう少しわかりやすい具体的な戦略というものを説明をお願いします。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。ただいまの質問の中で積極戦略と調整戦略については、どこに書いているんですか。もう一度ご指摘をお願いします。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 はい。川棚町人口ビジョン、2 ページ目の中段、人口ビジョンの位置づけの中の下段の方にあります。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。ただいま議員からは、人口ビジョンの中で、人口ビジョンの位置づけの文章の中に、積極戦略と調整戦略のバランスを図りながらというふうな表現がしてあるが、具体的にどのようなものかという質問がありましたが、これはあくまでも人口ビジョンの位置づけ、人口ビジョンとはどういうものかというようなことでの表現でありまして、本町が積極性、人口減少に歯止めをかけるための積極戦略を策定するとか、あるいは調整戦略を策定するとか、そういったものではありませんので、具体的にその二つの戦略を策定したという事実はありません。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 その戦略といいますか、事業そのものについては、「まち・

ひと・しごと創生総合戦略」の中で具体的なものとして位置づけて戦略を立てておられるのかなと思うんですが、その中で、総合戦略の中でもどういったものかなというふうなことも思ったので質問しました。

では、そこは置いときまして、2番目の交付税の件であります、私が議員になってからの分を交付税をずっと表にまとめてみましたところ、そう変わりはないわけですね。もちろん交付税、地方交付税というものの性質上、川棚町が維持すべき財政を補完するという意味で、足りなければ国の方で補填していただくという制度ですので、結果的にですね、決算を見てみますと、あまり変化はないわけですね。具体的に言いますと、だいたい20億前後なんですよ。これは20億というのは、地方特例交付金も含めたところでありまして、ほとんど19億台でいってるんじゃないかと思えます。しかし、先ほど議案と一緒に配布されております、同僚、水谷議員さん、議員の派遣、議員派遣で研修された項目の総評の中にもあるんですが、読み上げますと、「今後注視する必要と思われるものが、人口減少による税収の減額や特会の繰出予算と経営状況を把握する事」ということで、税収も減ってきますので、そういった中で、先ほど町長は受益者といえますか、税収とか収入が減っても受益者が減るからというふうな、バランスにおいては減った分だけ支出、歳出も減るんじゃないかということでしたが、本当にそうなんですか。私はまだまだ、受益者が被る以前に、もう全体的に、例えて言えば公共施設の維持とかですよ、そういった部分の負担が、割合が大きいんじゃないかと思うんですよ。だから、人口で、要は基礎部分と、人数で歳出が増える分、そういった割合というのはどれぐらいで見ておられるんですか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。まず、将来のことは刻々として変わりますので予測をすることが非常に難しいということは先ほど壇上で述べたとおりであります。それで、今、議員から質問がありました件につきましては、要は人口が減れば福祉サービスを受ける受益者も減るからということでの表現をしたわけでありまして。基本的には、地方交付税につきましても、基準財政需要額から、基準財政収入額を引いて、いわゆる不足分を地方交付税で賄ってもらうということが基本でありますので、そういった計算方式から

すれば、分子・分母とも減るので、そう大きな変化はないのではないかと、このような説明を、答弁をしたところであります。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 少し私と考えが違うところが、人口が増減して変わる歳出部分ですよね。例えて言えば、学校の子どもが減れば教育費が減るとか、そういったものじゃなくて、人口が変動がなくても道路とか、公共施設の維持費とかいうのは変わらないわけですよ。だから、人口が減ったからといって、その人が受益する分は、する分の歳出は減るでしょうけど、その人、人口が減っても減らなくても変わらない固定に係る部分が大きければ、やっぱり歳入が減ってくれば影響があるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょう。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。今、質問にあったのは、いわゆるこれまで整備してきた社会資本、これを今までは100人でその管理運営費を負担をしておったけれども、今後は70人でその維持管理費を負担しなきゃならないと、こういったことが2040年には起こり得ると、こういう話でありまして、それは今日議論したいと思っておりました財政運営とはちょっと別な話でありまして、いわゆるその件につきましては特にライフラインをどのようにして維持をしていくかっていうのが喫緊の課題だと思います。例えば、今1万4,000人で水道事業を抱えておりますけども、これがもし3分の2になりますと、今の施設を維持していけなくなる可能性が高いと。そうしますと、そこには当然、企業会計でありますので、料金を上げるとか、そういった時代が将来は来るのではないかと、そういったことが危惧されているわけでございます。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 今、町長の言われたように、私も理解していきたいと思います。で、その予算規模が縮小するようになってきた場合、歳入の、いかに増やすかというのが、まずは第一かなと思うんですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。歳入につきましては先ほど話が出ましたように地方交

付税、それから町の独自財源としては税収が一番にあるわけでございます。
したがいまして、この町民税等の税収の拡大を図るためにはやはり地方の景気が良くなければならないというふうに思っております、そういった国の施策に期待をしているところであります。町といたしましてもやはり、町の税収を増やすためには企業誘致等を図って、あるいは、定住人口を増加させると、そういったことの施策を取ることによって税収が増えていくということになるのではないかとそのように考えておりました、そういった施策について努力をしていかなければとこのように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 町の重要な歳入であります税収の確保がやっぱり大事かと思っておりますので、いつも決算の折なんかに言われますように、やっぱり滞納とか、そういうような町民間の公平性を欠くような滞納者にはやっぱり厳正に対処していただいて、歳入は確実にしていきたいと思っておりますが、また新たな歳入といいますか、そういうふうなものがないかなということでは考えますが、町で処分できるような町有地、そういったもので財産、処分できるような財産というのが、大まかではありますけどどれくらいまだあるというふうにお考えでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。町有地の処分できる財産がどのくらいあるかというご質問でありますけれども、詳しくは担当課長から説明、答弁をさせますが、実は数石の赤レンガ倉庫の跡につきましては、今年度解体いたしまして更地にいたしております。これにつきましては何とか処分をして、そして住宅の進出を図りたいとこのように考えておりました、そういった処分は考えているところであります。そのほかの町有地について、売却できるものがあるかどうかにつきましては担当課の方から答弁をさせます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 福田議員のご質問でございますが、町有地につきましては町内各地にあるわけなんですけど、今持ってる資料の中にはその数字が載っておりませんので、ちょっとあとから報告させていただければと思います。あと、具体的にどの程度売れる土地があるのかというふうなことではございません。

が、現地の方を見ているんですけども、町内の土地につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、そのレンガ倉庫の分ですね、これについては周辺も住宅化してるということで今後活用の見込みができたというふうなことで、そういう方向でいきたいというふうに思っておりますが、ほかの土地についてはですね、結構崖地とかが多い、山林とかもありますけれども、そういうところでなかなか宅地化、宅地になるような土地が少ないということで、具体的にその面積までは把握してないんですけども、なかなかそういう町有地は少ないというふうな状況でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 これは、財源といいますか、歳出の抑制の中でですね、これまでの行革で成果は上がっているということでしたが、その事務事業を見直していくという中で、やっぱり歳出の削減というのが一番その検討の中の重要な項目ではないかと思うんですが、その事務事業の見直しっていうのはされているんでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 事務事業の見直しにつきましては、川棚町では事務事業評価というのをやっておりますので、その中でやるべきものでありますが、本町につきましては、事務事業評価は新規の事業を中心に行うと、新規の事業ですね、を行うという形でその事務事業評価をやっているという状況でございます。実施した事業の、これ事後評価というんですけども、そちらについてはですね、現在やってない状況でございます。新規事業についてはですね、事務事業評価を行って、適正な事業であるということであれば、この事業は進めていいということになるわけなんですけど、現実的には財政の状況、要はその財源が確保できれば実施するという状況でございます。事務事業評価でゴーサイン、オッケーが出ても実際は財政の状況等で、そこで実施延期ですかね、そういうものが決まっているというふうな状況でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 川棚町では事務事業評価ということですが、それは今年度もされてるのでしょうか。というのが川棚町のホームページは27、28、29、今は29年度の分が載ってるわけですが、それは30年の8月ぐらいにホームページにアップされてるかと思うんですが、その後されてないと私は

思って質問してるわけですが、どうなんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。事務事業評価につきましては、毎年9月から11月にかけて行っているということでございまして、ホームページに掲載されていないということであれば、申し訳ございません、こちらの方が掲載漏れということで、すぐそちらの方をアップさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 今回してるのは歳出の削減もやっぱり大幅に、大幅といえますか、削減できるものはですね、やっぱりしていくべきじゃないかなと思っ
て質問してるわけですから、その新規だけの事業の評価だけじゃなくて
ですね、やっぱり長年してるもの、事業であってもマンネリ化してないか
チェックするためにも、やっぱりその割合といいますかね、その見直しの
期間と
かっていうのはやっぱりいくつか、いきなり全部の事業はできないで
しょう
から、そういうふうな年度を分けていけるようなローテーションを作っ
てや
るべきじゃないかなと思いますがそれについてどんなお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。今、議員ご指摘のとおり、やはり今後
財政状況は厳しくなることはもうわかっているわけでありますので、歳入の
確保も必要だし、また、歳出のいわゆる削減についてもこれは当然必要だ
と思
います。今、町独自で単独事業をいくつも展開しておりますけども、既に
事業の目的が達成されたもの、あるいはマンネリ化したもの等々もあり
ます
ので、今回の行政改革大綱の中でそういったものを整理していく考え
であ
ります。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 その見直しに当たってのルールといいますか、統一的なシ
ス
テムを作っていないと、いろんな事業、例えば課ごとに基準が違ったり
と
かっていうことがないようにそういうふうなルール作りからまずやられ
て
は
どうかと思うんですがどんなでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。先ほど私の方から事務事業評価の中で新規事業を評価

しているということで答弁の方をさせていただいたわけなんです、第5次行革大綱の実施計画をやって、実施計画の中では、補助金、そして負担金、これについては事務事業評価の中で評価しなさいということがございましたので、これ全てですね、その時、事後評価という形ですね、この分だけはさせていただいたという経緯があります。で、本格的に毎年、事後評価をするということであれば事業としてもかなりのボリュームがあると思いますけれども、そのルール作りもですね、大変というふうに思っております。もしするのであればですね、そのルール作りからやっていかないとけないというふうに感じているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 歳出の抑制のためには、経費の削減というのも重要じゃないかなと思うんですが、今、いろんな自治体の広域でのコスト削減のための共同事務とか、共同での電算とか、また長崎県では長崎県のクラウドサービスの活用をしなさいという、できますよということで、利用している県内の自治体もあるようですが、そういうふうな経費節減のための共同化とか、そういうふうな合理化というのは検討されていかれるかお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。今、議員からは広域化による経費の削減について検討してるのかというご質問でありましたが、具体的に県の長崎県町村会が今しております、電算の共同利用についての質問がありましたので、答弁をさせていただきますが、長崎県の町村会といたしましては、電算の共同利用を進めておりまして、今、残念ながら長崎県では五島市さんだけが加入をしております、その他の21市町についてはまだ様子見の状況でございます。要は電算の広域化をいたしますと、いわゆる割り勘効果が出ますので、かなり経費の削減ができると思うように思っております、私も担当の方には移行について指示をしているわけでありまして、しかし、現在運用している関係業者等のつながり等々もありまして、簡単に移行できない状況もあります。それから、システムが変わりますと、職員の事務の停滞が生じますので、そういったところを十分検討しながらこの件については私としては前に進めなければと思っておりますが、いろんな事情があつて先に進んで

ない状況であります。将来的には今おっしゃるようなことでできればと、このように考えております。それから広域行政、必要でございますので、今、東彼3町では福祉組合の方で3町で共同でいろんな事業を展開をいたしております。そういったことにつきましても、今後も進めていく予定にしておりますし、幸いにして、佐世保広域都市圏が形成をされまして、その中で共同して取り組んでいこうという事業も今、調整中でありますので、こういった事業に取り組むことができれば少しでも経費の削減が図られるのではないかと、このように期待をいたしております。以上でございます。

1 番 福 田 終わります。

(1 1 : 4 2)

議 長 次に、水谷末義議員。

1 2 番 水 谷 12番、水谷末義です。まず私、町長の行政報告でもちよつとありましたけども、全国で確認されております新型コロナウイルスの発症で死亡されている方のご冥福と入院をされてる方のお見舞いを申し上げます。幸いにして本町にはまだこの発生、発病といえますか、こういうものは至っておりませんが、そういうものが確認された場合には早急な対応をお願いしたいと思います。

それでは質問に移ります。私は、石木ダム建設事業に伴う水源地域整備計画について質問をします。

石木ダムは、昭和57年12月に県が設置する指定ダムとなりました。今日まで様々な動きの中で移転をされた方々や故郷への強い思いで移転されていない方々がおられます。そのような中で県は、事業認定を受け、土地収用法による最終的な明け渡しを示されたところであります。これは不幸な事ではありますが、ダムによる川棚川の下流域の洪水調整や佐世保市の用水確保が必要と認められたもので、建設に必要な土地の収用が必要というふうに認めたものと捉えております。これを受けて県はダム完成を令和7年度として事業推進をされております。そこで、本町としてはダム建設との完成に合わせて、水源地域対策特別措置法、これあの、通称水特法と言いますが、これに関わる国からの認可を受けて、町の事業として取り組む必要があります。このような事から、今後の水源地域整備計画について以下の点を尋ねます。

1点目、水源地域の指定についてですが、これ私ちよつとインターネット

を調べたら、昨年3月25日に指定済みでありました。で、指定についてはそういうことでもう不要だと思っております。ただ、水源地域の整備計画についての、地域ですね、地域指定についてと、あと整備内容について町はどのように進めるのか尋ねます。

2番目、水特法12条に基づく受益者の負担調整について協議をどのように対応するのかを尋ねます。

3つ目です。水源地域整備計画は町の事業として、ダムを活かした事業メニューということになっております。その中で、既存道路との取付、付替道路等が考えられます。その事業の建設費は、補助や起債事業を中心とした有利な事業を選定されるというふうに思っております。そこで、ダム周辺の整備計画については元知事の久保さん、あるいは高田旧知事さんが語られておりますが、川棚町の負担はこれの中では、ほかの佐世保市とかそういうところが負担をすればいいじゃないかということで語っておられます。そういうことで川棚町の負担は生じないと思っておりますが、建設後の維持管理は町が負担となりますので、そういう整備に係る費用は必要はないかもしれませんが、今現在、地域との協議も含めどのように考えておられるかお尋ねをします。

4点目です。ダム事業でダム上流の家屋等の污水対策についてでございますが、これどうしても水源地、佐世保市の用水とそういうものも含まれておりますので、水源地域の整備計画の事業として污水対策をどのように考えているか尋ねます。

5番目です。木場地区の県道川棚嬉野線について、拡幅改良が予定されていると聞き及んでおりますけども、事業の選定や地元説明会、あるいは工事の時期等についてお尋ねをします。以上の項目について質問をします。よろしく申し上げます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 水谷議員からの石木ダム建設事業に伴う水源地域整備計画についてのご質問にお答えいたします。

議員からは5項目について質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず1点目についてでございますが、水源地域の指定は長崎県が申請者と

して、平成31年1月に申請され、31年3月29日付で石木郷、岩屋郷、木場郷の区域が指定されたところであります。今回の水源地域の指定申請に関しては、平成30年10月に町議会石木ダム対策調査特別委員会並びに全員協議会においてご説明をいたしたところであります。水源地域整備計画につきましては、水源地域指定後に整備計画の案を作成し、国の決定を受ける必要があります。そこで、水源地域整備計画の進捗状況につきましては、石木ダム周辺の整備に関して、平成19年10月に町が設置いたしました石木ダム水源地域まちづくり委員会、委員構成は16人で、平成20年8月25日までの間で7回の委員会を開催をしていただき、同年9月4日付で水源地域整備計画について提言書をいただいたところで、提言書を受けて町内部で検討を重ねて、平成22年1月に長崎県に水源地域整備計画の素案を提出しているところであります。また、平成13年3月には長崎県が設置されました石木ダム周辺整備構想検討委員会からの石木ダム周辺整備について、基本理念と施策の方向性についての提言書がまとめられ、同年6月に長崎県に提出をされているところでもあります。以上のような進捗状況ではありますが、水源地域整備計画はまだ決定されておりませんので、現状で整備計画をお示しすることはできませんが、第5次川棚町総合計画並びに後期基本計画に整備方針、いわゆるビジョンが示されており「石木ダムの建設に伴い、やすらぎのある生活環境づくりを進めるとともに、活発な交流が生まれ、川棚町のまちづくりの新たな拠点となるような魅力的な地域の創出を図ります」とあります。したがって、水源地域整備計画策定に当たっては、提言書や町の総合計画基本計画に沿って、その取組を進めていく考えであります。

2点目についてであります。負担調整は機会あるごとに協議を行っており、一定の理解は進んでおりますが、最終的には水源地域整備計画が策定されないと負担額も明確にならないことから、現状では整備計画と負担協議は平行して進めているところであります。

3点目についてであります。1点目でも答弁いたしましたように、整備計画の内容につきましてはまだお示しできませんが、道路やダムを活かした整備は当然考えていかなければいけないと考えております。また、維持管理に関しては十分考慮して整備事業は考えていきたいとこのように思っております。なお、町の負担に関しましては、これまで同様と認識をいたしております。

す。

4点目についてであります。ダム上流の汚水対策につきましては、合併処理浄化槽による対応を基本として、水源地域整備計画に位置づけたいとこのように考えております。

5点目についてであります。県道嬉野川柵線の木場地区については、長崎県が事業主体として、道路事業として整備に着手していただくようになり、平成28年8月に測量設計に関して地元木場郷全体を対象として説明会が開催を、説明会を実施していただき、一定の理解を得て現在計画が進められており、機会あるごとに地元説明会は実施をしていただいている状況であります。現在は、用地測量と橋梁の実施設計が行われており、用地取得ができた箇所から工事に着手していただきたいと、県から着手していきたいと県から説明を受けているところであります。早ければ令和2年度には一部工事に着手できるのではないかと期待をしているところであり、早期の完成を県には要望して行きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 今、町長さんから答弁をいただきましたけども、この整備計画についてはですね、まだ事業メニューが採択受けてないというようなことですが、基本的な考え方はですね、やはりあられるんだろうとっております。そのとおりにならないかもしれないので現状ではまだ未確定ということでしょうが、基本的にこの地域についてはやはり、木場を除いてはまず移転者の関係があってもうほとんど住民がいらないというような状況になるんだろうと思います。そういうことから考えますと、やはり上流の方は大事だろうし、あと協力をいただいた方ですね、気持ちといいますか、そういうものも酌みながらやはりこの事業がやはり進めていかないといけないのかなとっております。で、それを町の方がそれぞれ考えながら事業メニューもされると思いますが、やはりこういう事業をするとすると、建設費はある程度補助とか起債事業で賄えるんでしょうけど、やはりソフトといいますか、維持管理的なものをですね、やはり考えながら選定をしていただきたいというふうに思うんですが、そこら付近についてちょっとお尋ねをします。

議 _____ **長** 町長。

町長 はい、お答えします。今の議員の方からは、水源地域整備計画で、に沿って工事は進めるけれども、その維持管理のことを考えて進めるべきではないかと、このようなご提言をいただきました。全くそうでありまして、これまでの経過を見てみますと、このまちづくり委員会がまとめて、そして町の内部で平成20年に提言書を内部で検討して、そして22年の1月に長崎県に案として提出をしておりますが、その後、時代の変化によりまして、いくつか修正したものもあるようでございます。と言いますのは、やっぱり今後維持管理をどうしていくかということに重点を置いて議論が進められて、今の案がまとめられているようでございます。そういったことから、今後も必要に応じてそういった議論については深めていかなければいけないというふうに思っております。最終的に今まとめられておりますのは、ほぼ町の内部で議論した内容になっているところであります。そして維持管理費、維持管理についても当然先を見ながら、検討してきたところであります。以上でございます。

議長 水谷議員。

1 2 番 水谷 この次、1 2 条の関係、負担、受益者の負担の関係でお尋ねをします。この受益者というのは佐世保市と思ってるんですが、この佐世保市との下協議、あるいは本協議についてですね、どのような方向で、考え方で進められるのかお尋ねします。

議長 町長。

町長 はい。1 2 条負担についての質問にお答えいたします。まだ整備計画が決定ではありませんので、先ほど言いましたように事業費がいくらになるのか決まっておきませんので、その1 2 条負担についても決められない状況でございます。これまで内部の方では協議を進めているところではありますが、まだ公表できる段階ではありません。以上でございます。

議長 水谷議員。

1 2 番 水谷 確認ですけど、体制整備についてもまだできないということよろしいでしょうか。本協議といいますか。こういうものの体制整備についても考え方はないということですかでしょうか。

議長 町長。

町長 質問の意味がよくわかりませんが、その1 2 条負担について

はですね、水谷議員も先ほど述べられましたように、川棚町の負担分を佐世保市が負担するというのでこれまで話が進められてきております。現状ではそういったことで理解をいたしております。以上でございます。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 未確定要素の中で下協議とか本協議のまだ体制も整っていないというような意味かなというふうに考えましたので、今後ある程度、整備計画の方に進めていくようになると、事業費関係、あるいは佐世保市との調整も進んでくるんだらうと思いますが、できるだけ川棚町が有利になるような体制整備で進めていただきたいと思います。

それと4番目のですね、ダム上流の污水対策についてでございますが、水質保全のために浄化槽設置、あるいは維持管理等が、浄化槽を設置すれば維持管理が必要になってくるわけですが、もう既に設置をされた方もおられます。それで、今後設置すると維持管理がずっと伴うんだらうと思えます。で、ここの付近についてですね、その点について、今後の考え方と思えますが、その維持管理についてどういうふうな考え方をお持ちなのかお尋ねをします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。ダム上流の污水対策についての質問ですが、ダム上流といいますと、木場郷であります。木場郷につきましても、水源地域に指定されておりますので、当然この污水対策事業についても、その関係する事業で取り組むことができるだろうとこのように思っております。ただ先ほどから言いますように、具体的な決定がなされておられませんので、それ以上のことはここでは答弁することが不可能でございます。事情をご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 整備計画が決定されていないということですので、整備計画が決定されれば、この上流の污水対策についてはやはり見込めるんだらうというふうに、ちょっと私は感じてはおるんですが、ただ、もう既に設置されている方の維持管理も含めですね、今後の佐世保市との負担協議といえますか、こういうものについてはですね、なんかこう、前進するような考え方で協議をしていただきたいと思いますというふうに要望をしときます。

それでは、一応今までが大体私が聞きたかったんですが、ただ水源地域整備計画についてはまだ決定されていないということで、あまり具体的な回答をいただけませんでしたけども、この今の日本の、日本っていうよりも世界の異常気象ですね、これが多い中ですね、大雨によるダムへの流入、貯水量が計画以上になる場合には緊急放流というのがあるわけですが、これはマスクミでダム上流の、ダムからの緊急放流がされたというようなことも報道にありましたけども、こういうことが石木ダムでも完成後にですね、考えられるのではないかと、ただそのために事前に今、水位の、水位を下げるというようなことのいろんな動きがされておりますので、今後こういうものについては考えながら、県も考えながら進めていかれるというふうに思うんですが、下流域の住民に対する周知とか、これをですね、県に要請をして人身事故が生じないような対応を取っていただきたいというふうに思っております。以上で質問を終わります。

議 _____ **長** はい、町長。

町 _____ **長** 先ほどのダムのいわゆる緊急放流についての問題等について質問がありましたが、石木ダムについては緊急放流をするような構造にはなっていないという説明を受けております。したがって、緊急放流というそういった事態は生じないということでご理解をいただきたいと思えます。

1 2 番 水 谷 終わります。

(1 2 : 1 0)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 2 : 1 1)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 9)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、炭谷猛議員。

1 1 番 炭 谷 議席番号 1 1 番、炭谷猛です。ただいまより私の一般質問に入らせていただきます。

あけぼの匂う虚空蔵けだかき姿陽に映えて。

朝に仰ぐ虚空蔵川棚川の水清く。

明日綾なす八幡や紫匂う虚空蔵。

もう皆さんお分かりと思いますけども、この歌は川棚川と虚空蔵を称えた私たちの小さい時からある町内4校の中の3校の校歌をお借りいたしました。ただし、小串小学校は懸念したわけじゃなくって、川棚川と虚空蔵が出てきませんので拝借することをちょっとできませんでした。私は虚空蔵山のすそ野で育ち、小学校・中学校時代はよくこの山に登りました。そして高校生頃になると、虚空蔵山が近くに見える近辺の山々に冬は杉の木、檜の苗を300本と弁当を持ち植林に、そして夏休みになれば植林山の下刈り作業にアルバイトに数十日を行ったということも覚えております。そういった私たちがその頃に植えた植林の杉、あるいは檜の木が今や50年、60年近くになり、その当時に言わせれば相当なる金になるんじゃないかなという思いもするわけですが、最近ながら、しかしながら、昭和60年代になってまいりますと、材木の市場変革、安価な外材の流通という国内材の利用の問題、あるいはコスト面の採算等により、よほど良い条件でない限り材木は安易に伐採・運搬できるようなところ以外ではほとんどの方が外材の輸出等により太刀打ちできない状況っていうのが進んでいき、それが最近までずっと続いているというふうな状況にあると思いますし、かなり今後もそういった材木を利用する山林利用、材木利用というのはかなり厳しい面が予定をされておりますし、推測されるような状況であると思います。一方、山林の持つ環境面の働きといいますか、治水・利水を含めた、また二酸化炭素吸収量の増加、土壌浸食・流出の防止、自然災害への抵抗力の効用、あるいは水源涵養機能の向上、また、生物多様性保全等、山林の持つ機能は近年になり損なわれつつあるのではないかと。こういった状況が続いており、最近には山林管理の中で間伐不足といった具体的などころがあり、前々年の7月6日の大雨時に上木場地区の道路脇のヒューム管に伐採根、つまり材木を切った幹が根ごとヒューム管に詰まり、増水した雨を邪魔して家庭の庭を破り、そして道路を300メートルほど流れ、町の消防団が出動するという事態、災害ではありませんが災害を危惧するような、それに類するような形のある意味での洪水、その山の管理といったものに繋がってくるようなこともあっており、また、小さい谷間では倒木が非常に流れ出す状態が虚空蔵山系を問わず川棚町内でもあちらこちらで見られるようなことが地域で発生しており、ま

た近年言われている集中豪雨が発生する状況も増えてきていることもあり、森林の適切な整備、管理の必要性が求められる状況になったというふうに思います。そういった中で、18年ほど前だと思いますが、虚空蔵山系における川棚町の悠久の森を個人から買い上げて、町有の悠久の森として保全の在り方がなされていておりますけども、現在のその管理の状況、管理方法、そして今後の手入れ、そういったものの中の町の財産としての中を、どう地域の山林と整合性を取りきちっとしていくかということの一つをお聞き、町長にお聞きしたいと思います。

次に、虚空蔵岩屋登山口のシャクナゲ園の管理について。

虚空蔵山に登山される方は知っておられると思いますけども、岩屋口からの登山口の入ったところに、面積は1町歩近くあるでしょうか、ちょっと確認はできておりませんが、その中にシャクナゲ園の管理ということで、シャクナゲが20年ほど前から植えられておりますけども、その中で非常に私が個人で見ても山登りの人が見た話も私には聞いたんですけども、ここのシャクナゲ園はもったいないと。せっかくこれだけ植えてあるのに、シャクナゲの一番美しい花が咲くような状態になってない。私もよく時々登るんですけど今でも、見てみますと、花の咲くもとであるつぼみがついてないシャクナゲが、5メートルも入って行くと奥の方はほとんどついてない。あっても2、3個。で、入口付近のシャクナゲの木にはある程度はついてる。で、こんな入口入ったすぐのところであればほとんど木全体にシャクナゲのつぼみがついているっていう状況を見たとき、これが町が管理しているシャクナゲ園という観光的な面のあるという要素も聞いてみて、これでは本当にシャクナゲの意味があるのか、このシャクナゲ園についてはもっと伐採を強くして光を入れていけばかなり蘇生していくというような話も聞きますし、私もそういつも思っております。ぜひこのことを一回は産業振興課長に言ったわけですけども、いつか予定しますという程度で、もう半年以上、1年近くそういったものが見えてきませんので、ぜひこのことをきちっと川棚町のシンボルの虚空蔵山であるその周辺の地域ということでせっかく植えたものをもっと活用していこうじゃないか、いっていただきたい。そういった意味でこの問題について質問を、どうやっていこうと思っておられるのか質問をいたします。

次に進みます。3番目の昭和55年の雨量ということで、現在、石木ダム関係の降雨の量と石木ダムの必要性という観点から一言質問をしたいと思えます。

現在、石木郷にある長崎県が設置したハザードマップにあるのは、日雨量400ミリでの危険性を表示しており、これによつての避難指示が書かれています。この400ミリというのは、そのハザードマップ内に書いてあることからいけば県の設置の案であり、もともとは県が町に対しての設置をしているというふうなことで私、解釈をいたしております。このことと前回12月の定例議会で私が申し上げた昭和55年の日雨量511ミリ、時間雨量101ミリの雨が降っており、ということが信頼性がなく、県としてはあげていないということでもありますけども、私の考えではこの日雨量511ミリ、時間雨量101ミリというのはかなり信頼性が高いものであると思うたし、長崎県のパンフレットにも一時的にはきちっと載っておった状況があるわけですが、過去には。で、このことは長崎県が現在まで説明してきた流量に100年に1度の雨量400ミリを超えても水害が発生しないようにダムを造りますと言いつけてきた、つまり400ミリの雨が降っても大丈夫ということで、もう現実に昭和55年には県が言う400ミリの雨を越えて511ミリがあったということですから、その当時からすると既に40年なつておるわけです。このことは長崎県が以前から言つていた400ミリが降っても大丈夫なためにダムを造るんだつていうこの持論と私は矛盾するものと思えますし、昭和55年の511ミリ、この雨がメモ程度のある、メモ程度の記録であり、きちつとした記録では無いということを前回言われましたので、その件については、川棚町制50周年誌の中にあります、55年7月29日の抜粋の年間の重大事項の中に、そのことがきちつと裏付けとしてあり、28日の大水害であり、29日の午前中には578ミリを記録したというような記述があつており、この昭和55年の日雨量511ミリを補佐するような記述であるし、これを裏付けをきちつとしたこの町制施行50周年誌の記録というふうに思つております。そういうことで、この信頼性がないデータがこういうふうに本当は川棚町内の記録というふうに書いてあるわけですが、私は信頼性が強い、非常に高いものでないかというふうに思つておりますし、その長崎県が平成21年に発行した、このことの矛盾性についての根

抛が私には町が責任を持つことであり、長崎県から求められた資料の提出と
いうことでありますので、私はこの点を町長にこの信頼度が薄いというふう
なことじゃなくって確実にあったってというふうな私は見解ば持っております
ので、このことについて一つお聞きをしたいと思います。

次に関連ですが。

議 _____ **長** 炭谷議員。関連ってどういうことですか。

1 1 番 炭谷 失礼、もとい、関連じゃありません。その次の、次の質問に
移っていきたいと思います。

議 _____ **長** 3問ですよ。3問です。

1 1 番 炭谷 すいません、私もちよっと3問じゃなくってその類型があっ
てその細部の方に入っていけるってというふうな感覚をもっておりましたの
で、議長の方から3問でありましたので、以上の点をお聞きしたいと思いま
す。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 炭谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、3項目についてご質問をいただきましたので、順次お答えをい
たします。

まず最初の虚空蔵山系における町有の悠久の森の保全の在り方と管理方
法・管理状況についてのご質問にお答えいたします。悠久の森とは、町民の
永久財産として保存、継承し、広く森林の大切さを提唱することを目的とし
て管理いたしております、虚空蔵山系一帯68.8ヘクタールの町有林であ
ります。そこで、まず悠久の森の保全の在り方についてであります、平成
2年に「川棚町悠久の森条例」を制定し、森林を保全するために条例におい
て樹木の損傷・伐採、植栽及び土石の採取、火気の使用などを固く禁じてい
るところであります。悠久の森の管理につきましては、東彼杵郡森林組合と
長期森林管理施業委託契約を締結し、悠久の森の管理を行っているところ
であります。委託業務として、森林保全のために、森林の現況把握をするこ
と、火災の予防をすること、樹木を盗むための伐採や誤って伐採されないよ
う防止することなどを目的に、巡視を行っていただいているところでありま
す。また、森林の管理方法としましては、森林経営計画に基づき、作業道の
整備や樹木の成長に合わせた枝打ち、間伐などを定期的に行うこととしてお

り、最近の実績といたしましては、平成27年度から岩屋郷の森林、平成29年度、平成30年度、令和元年度が木場郷の森林を対象として森林整備を行ってきたところであります。

次に、虚空蔵岩屋登山口のシャクナゲ園の設置当初からの在り方と、現在の状況と今後の在り方を尋ねるといふ質問にお答えをいたします。川棚町のシンボルとも言える秀峰虚空蔵山周辺の緑豊かな森林を対象に木材生産機能を維持し、森林の保健文化機能、生活環境保全機能を高度に発揮させることを目的として、森林空間総合整備事業の国庫補助を活用し、平成9年度から平成11年度の3箇年において整備を行ったものであります。整備内容としましては、4項目の整備計画を立て実施をいたしております。

1点目が、森林空間整備として、森林の密度調整のための除間伐作業・枝打ち作業等の保育作業を行い、作業実施のための簡易作業路の開設や林内歩道周辺に樹木の、林内歩道周辺に花木の植栽を行う。

2点目が、付帯施設整備として、利用者や山林作業者の利便のため、あずまやや標識、防火水槽の整備を行う。

3点目が、既存の虚空蔵山登山道を林内道路として、安全性、自然性を考慮した路線に整備をする。

4点目が、用地取得として、計画区域内に介在する土地及び立木の取得を行うことにより、多様な機能を有する森林の整備を実施する、というものであり、シャクナゲ園につきましても森林空間整備の一環として整備されたものであります。シャクナゲ園の整備につきましては、植林を間伐し、その中にシャクナゲを植栽したものであります。整備後21年が経過し現在は、既存の植林、これは杉の木であります。これが栄えており、シャクナゲに光が届かない状況であり、シャクナゲの枝振りも貧弱になっているようです。また、シャクナゲ及び周辺のエビネランの管理につきましては、シルバー人材センターに委託をし、年に2回、施肥・防除剤散布を行っているところであります。今後の在り方としましては、近年、虚空蔵登山客は年間約1万人ほどおられ、人気のあるスポットであることから、景観保全のため、引き続き、維持管理は必要と考えているところであります。また、シャクナゲ園を再生するためには、先ほど議員もおっしゃいましたが、日照不足を解消することが必要であると私も考えております。そこで、令和2年度には森

林経営計画に基づき、当該地を含む岩屋地区を整備することといたしておりますので、日照不足の解消につながるよう整備を行っていききたいと、このように考えているところであります。

次に、3項目の昭和55年雨量についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の雨量の相違につきましては、長崎県が作成した、長崎県が作成し、平成12年に発行された「ここが知りたい石木ダムQ&A」では、「日雨量」とされており、川棚町が作成し昭和59年に発行した「町制施行55周年かわたな町勢要覧」では、「翌朝9時まで」と降り始めからの雨量が記載されており、そもそも雨量の捉え方に違いがありますので、単純に比較できるものではないとこのように思います。また、昨年12月定例会においてダム対策室長が答弁したとおり、昭和55年の雨量に関しては総務課の資料には、繰り返しになりますが「雨量については、当初のメモ書きから、ある程度参考にはなるが、確固たる数値ではなく、公表できるだけの正確な数値でないと判断する。」と記載されておりますので、それぞれの発行当時は、そのメモ書きの雨量を参考にして記載されたものと思われま。また、長崎県によりますと、平成17年度に策定された川棚川水系河川整備方針の検討の際に、昭和55年の雨量を再精査したところ、データに信頼性の確認ができなかったことから、それ以降はそのデータは使用していないと、このように説明を受けているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議 **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 そのデータの信頼度というものは非常に感覚的に見ても個人差、考え方で違いが出てくるものと思いますけども、私が先ほど言った町制施行50周年のパンフレットの中には、55年の8月29日集中豪雨で被害、翌朝9時まで570ミリを記録って掲載、文章として載っ取るわけですね。この問題には私、最初言いましたけども、今、町長は触れておられずに、これがきちっとした先ほどのデータを後付けしていくもの、信頼できるものじゃないかというふうなことを別の角度で見てるということから、かなり信頼度が高いんじゃないかというふうに解釈しておりますけども、再度ですけども、そういうことでこの件について質問します。

議 **長** 町長。

町長 はい。ただいまの質問にお答えいたします。先ほど壇上で答弁いたしましたように、これは昨年12月定例会においてダム室長が答弁したわけでありましてけれども、昭和55年の雨量に関しては総務課の資料には、繰り返しになりますが、「雨量については、当初のメモ書きから、ある程度参考にはなるが、確固たる数字ではなく、公表できるだけの正確な数字ではないと判断する。」と、このように記載をされております。そういったことをご理解をいただきたいと思います。

議長 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 県の発行した「ここが知りたい石木ダム」では、川棚町調べということで6回のデータが載っとるわけですよ。で、一番新しいものになりますと、平成21年の中では3項目しか大雨が降った例がないというふうに、減ってきておるし、その以前の県に対する部分には川棚町役場提供というふうにきちっと書いてあって、最近では石木ダム事務所が発行しておりますので、この資料、データの提出元は書いてなく、昭和28年9月、23年、28年、31年、42年、55年、平成2年というふうに6回あったデータが、この最近発行した平成21年3月の石木ダム事務所の発表によりますと昭和23年、28年、ここら辺はまだ川棚川に堰堤ができてなかったから、参考になるかならないかというのも考えられますけども、それに31年、たぶん33、4年に川棚の、川棚川の堰堤が造られたんじゃないかと思うんですけども、そのあとに50年、平成2年とあるんですけども、平成21年に出した県の資料には、昭和31年、42年、平成2年と、見事に55年の新しい方も抜けてるんですよ。31年でもなく42年、今言われるように確かにデータの不揃いと言えはそうかもしれませんけども、先ほど言ったように、その川棚町としては511ミリが571ミリ、次の日まで取ったって川棚の町内の、役場職員の方だろうと思いますけども、その人たちがされたのをフォローしている40年史にフォローはできてるっていうふうなことがあってもそれは信用できないという県の言うことで進んでいくという意味ですか、先ほどの町長の答弁は。以上です。

議長 町長。

町長 はい、お答えします。先ほども言いましたように、55年の雨量に関しては、総務課の資料にメモ書きがありまして、その中に、メモ書

きに、ある程度参考になるが、確固たる数字ではないということの記載があったようでありまして、公表できるだけの正確な数字ではないと記載されておりますので、その発行当時はそのメモ書きを参考にしながら雨量を掲載したものと思われれます。そしてその後、長崎県のQ & Aの資料にもこの分が削除されているわけでありましてけれども、長崎県によりまして、17年度に作成された川棚川水系整備基本方針の検討の際に昭和55年の雨量を再精査したところ、町もそういった考え方を持っており、データに信頼性の確認ができなかったということから、それ以降はそのデータは使用していないと、このように説明を受けております。以上でございます。

議 _____ **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 400ミリという県のダムを造るための根拠になっていることがずっと言われ続けてきたということは町長もご存知でしょうね。400ミリの雨が降った時に災害がないように石木ダムを造ることが県の根拠となってきたわけですが、そのことはご存知であろうと思いますね、確認。

知っておられたということで先に進めます。であれば、それを県の言い方が最近では、ダムを造ることと護岸の整備という両方をともに考えながら護岸工事もやっていくんだという方向の中で、県北振興局河川課が山道橋下の護岸の整備にかかったというなことはあってますけれども、これは事実ですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。現地を見ればお分かりのように着手をされているようであります。

議 _____ **長** はい、炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 そういったことでされていくんですけども、じゃあハザードマップに書いてある400ミリを想定したあの水害避難地域には私は最初から今も言ったように疑問を持っているんですけども、あの中で言われていることと、県側と町長が理解されていることのギャップがあって、私に言わせると、水害件数、消されてしまった水量と採用されないデータかもしれないんですけども、その差が100ミリあると言うことは、111ミリあるということは、本来であればその400ミリ以上降っても500ミリ降っても川棚川ではそれほど大洪水といったような過去にはならないというふうに私は思う

んですけど、その考え方はいかがでしょうか。

議 **長** はい、町長。

町 **長** はい。炭谷議員の質問の趣旨がちょっと理解できませんでしたので、もう一度再質問をお願いします。

議 **長** はい、炭谷議員。

1 1 番 炭谷 つまり、ハザードマップに書いてある400ミリでは、大災害が起きるといようなハザードマップの前提のもとに、400ミリという字がハザードマップに入っているわけですよ、現在。しかしながら400ミリを概略を越してしまったという事実はおぼろげながらかなり信憑性は高いと思うんですけども、そこを否定する、完全に否定するのか。しかし、400ミリ以上の雨が降っても川棚川が氾濫をしてないし、越水もしてない、破堤もしてないっていうふうなことは、この災害の結果を見てもかなりの内水面氾濫である水没というのが私は2回ともデータ見せさせていただきましたけども、判断ができるわけですね。であるならば、先ほど県の方がダムを造るといよりも、ダムを造らなくても川棚町は護岸をされていておりますし、川棚の水害については、ダムを造る必要性がなくてやっていけるんじゃないか、という付け加えての内容は同じような質問です。

議 **長** 町長。

町 **長** まだよく理解できておりませんが、ハザードマップはですよ、基本的に400ミリ程度の雨が降ったらこれくらい浸水するだろうという想定をした図面なんですね。したがって、その災害が、大規模災害が発生するからその石木ダムを造るんだということとの関連性は極めて低いと思います。そしてまた、500ミリの数字については、もう何回も申し上げますが、二つの資料の中に過去あったわけですけども、これは信憑性が非常に低いということで、一つの参考と、失礼しました、公表できるだけの正確な数字でないと判断するところといったメモ書きでありますので、それについては、その後そういう対応を県としてもされているようであります。以上でございます。

議 **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 じゃあもう一つ関連で、別件を一つだけお願いしたい、させていただきます。石木ダムは本当にあって当たり前のような先ほどの、来年

度の所信表明が町長からなされたことも聞きまして、非常に県の流れと佐世保市の流れについていくという言い方をされまして、本当に川棚町長が石木ダムについて、この任期期間中である10年、11年をどうやってこられた、関わってこられたのかというふうなことにも考えたくなるんですけども、事実、佐世保と市がやってるのに協力をするだけといった川棚町長の本当にダムが要るとか要らないとかいう際限まで、あなたはこの状況の中を川棚町の町長として。

議 **長** 炭谷議員。今の質問は、この3問目と関連性がありますか。

1 1 番 炭谷 あるっちゃないでしょうか。ダムを造るとその水の問題、雨量の問題。

議 **長** 先ほど3問目の質問の答弁はそれぞれ見解を述べられたと思います。今、質問をされようとしてることは通告文にはないと思いますので、この質問は次の機会にお願いいたします。

1 1 番 炭谷 関連ではないということですか。

議 **長** 関連は、この3問目とは関係ないと思っております。

1 1 番 炭谷 じゃあ質問内容を変えます。町長は、今の石木ダムが川棚町民に対する影響力といいますか、デメリット的なところも少しは考えたことがあられますか。以上です。

議 **長** 答えられますか、町長。はい、町長。

町 **長** はい。通告にありませんので答弁はいたしません。

議 **長** 炭谷議員。

1 1 番 炭谷 以上で終わります。

(13:54)

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:55)

(…休 憩…)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

(14:06)

議 **長** 一般質問に移る前にですね、本日の一般質問当初に、一番最初に質問をされました福田議員より発言の訂正の申し出がっております

ので、これを許可いたします。福田議員。

1 番 福 田 はい。先ほど一般質問の中で、事務事業評価の平成30年度の評価表、評価が載ってなかったと言いましたが、載っているそうでありませし、また私が事務事業評価の、ではなくてですね、私が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価総括表というのが29年度で止まっていたので、そちらの方を言うつもりで、ちょっと、私が発言を誤っておりましたので、申し訳ありませんでした。

(14:07)

議 長 はい。次に、小田成実議員。

7 番 小 田 はい。議席番号7番、小田成実です。

片島公園と片島竹灯籠まつりの継続開催について質問いたします。

国道沿いに片島公園の看板も設置され、竹灯籠まつりも継続して5回開催されました。片島公園が広く知られるようになった要因の一つが、戦時遺構から世界平和を願って開催された片島竹灯籠まつりであると思います。公園としての整備も進められつつ、川棚町戦時遺構ボランティアガイド協議会も育成され、修学旅行等の平和学習の場としても活用され、さらにマスコミにも取り上げられ、関心が高まってきています。竹灯籠まつりは、町内有志で組織された川棚片島竹灯籠まつり実行委員会が主催し、世界平和の発信を柱として、多くの団体等に呼びかけながら毎年バージョンアップして開催され、多くの来場者があり5回目を終えたところであります。しかし、実行委員会では、所期の目的と一定の成果は果たせたと思うので、これまでの長期間にわたる準備などの負担から、本年からの継続開催については、第5回の開催終了を目途に一区切りつけてもいいのではないかとのお考えもあるようです。その要因は、実行委員会のメンバーはそれぞれに自分本来の仕事を持ちながら、土曜日、日曜日、あるいは仕事を終えた夜間に長期間にわたっての準備作業が負担になっているようです。そこで、以下の点を尋ねます。

①片島公園看板の設置理由と片島公園の活用計画はどのようになっているのか。

②戦時遺構を文化財として登録し後世に残してはどうか。

③戦時遺構及び戦時遺構ボランティアガイドの活用策はどう対応されるのか。

④戦時遺構を取り入れた大崎・片島観光の考え方は。

⑤竹灯籠まつりの評価は。

⑥竹灯籠まつりを継続的に開催するために、川棚片島竹灯籠まつり実行委員会からそれを受け継ぎ、町主催で新たな実行委員会を組織して取り組めないか。以上、町長及び教育長に尋ねます。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。小田議員の片島公園と片島竹灯籠まつりの継続開催についてのご質問にお答えします。

ただいま、6項目についてご質問いただきましたが、2項目目については、教育長から答弁をしていただきます。

まず①の片島公園看板の設置理由についてであります。ご承知のように片島公園は戦時遺構を保存・活用しようということで、平成26年9月に都市公園に指定し、整備を進めてきておりますが、今、議員も述べられましたように、竹灯籠まつりも開催されるなどして、広く知られるようになってきたところであります。しかし、案内看板がありませんでしたので、特に町外からの来園者には不便をかけていた次第であります。そこで、片島公園を新たな観光スポットとして整備をしながら情報発信し、川棚町全体を「もう一泊、もう一食、もう一体験」のオプションツアーの町として確立し、選ばれる観光地を目指すことを目的として、21世紀まちづくり推進総合補助事業を活用して、かわたな「発見 巡る旅」整備プロジェクトの一環で、平成29年度に観光地案内板として設置をしたものであります。また、片島公園の活用計画につきましては、川棚町の地域資源である戦時遺構群の象徴である片島魚雷発射試験場跡を観光のスポットとして集客し、さらにそのお客さんを周辺に周遊させる仕組みを構築し、関連が深い県内の戦時遺構群と連携したテーマ性のある広域ルート開発を行い、交流人口の拡大を図る計画としていっているところであります。

次に③の戦時遺構及び戦時遺構ボランティアガイドの活用策はとのご質問にお答えをいたします。戦時遺構であります片島魚雷発射場跡地は、平成28年度から観光資源として活用しており、ガイドの実施や地域イベント竹灯籠まつりの定着により認知度も上昇し、今後も来園者の増加も見込まれるとこのように思っております。川棚町の新しい観光の顔として平和探求をテー

マに、さらなる集客に取り組む考えであります。また、ボランティアガイドにつきましては、戦時遺構に関わる資料の収集や分析、真相の究明に努め、ガイド相互の情報共有を図ることやガイドに関わる人員を拡充し、ガイド希望者へ地域性のある分かりやすいガイドを実現するため、令和元年6月5日に川棚町戦時遺構ボランティアガイド協議会が設立をされております。協議会の事業計画としては、ガイド活動のほか、研修会の実施や講習会への参加、佐世保市などの近隣の戦時遺構保存団体等とのネットワークを構築し、ストーリー性の高いガイドと戦時遺構の認知度向上を目指すとしております。計画に沿った活動を実施していただきたいと考えているところでございます。協議会の活動が、戦時遺構群の認知度向上と本町の交流人口拡大に寄与されるものと考えており、これと同様に、教育委員会や観光協会も併せ、協議会と連携し、必要に応じて協議会の活動を支援していきたいと考えております。

次に④、戦時遺構を取り入れた大崎・片島観光の考えはとのご質問であります。川棚町では、川棚町観光地づくり実施計画「この町とまれ かわたな観光消費50億円プロジェクト」を基に、滞在型周遊観光の推進を掲げております。内容といたしましては、佐世保市三浦岸壁の延伸や浦頭岸壁の新設による大型クルーズ船の増加が見込まれることにより、大崎自然公園への大型バスの乗り入れを見込み、トイレの改修及び旧レストハウスの改修を行い、地元特産品の物販等による消費拡大を計画いたしております。また、片島につきましては、地域資源の戦時遺構群を活用した観光地づくりとして、片島魚雷発射試験場跡を新観光地の拠点と位置づけ、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金を活用し、令和元年度から3年度の3箇年で施設等の整備を予定をしているところであります。

次に、竹灯籠まつりの評価はとのご質問であります。観光資源として活用する戦時遺構群を新しい手法を用いた竹灯籠まつりを開催することで、片島のさらなる認知度の向上と交流人口の拡大につながったと、このように思っております。特にSNSを活用することで、関心が低いとされていた若年層の来園につながり、川棚町の歴史に触れる機会が創出されたものと思っております。また、本イベントには、長崎県立大学、自治会、福祉団体など多種多様な皆様がスタッフとして関わり、相互の関係が深まったことは、こ

れからの町づくりの担う人材の発掘が図られたものと評価をしているところ
であります。本イベントが継続し開催されることで、交流人口の拡大と併せ
てさらなる町づくりが進展するものとそのように期待をしているところであ
ります。

次に⑥の竹灯籠まつりを継続的に開催するために、片島竹灯籠まつり実行
委員会から受け継ぎ、町主催で新たな実行委員会を組織して取り組めないか
とのご質問であります。5番で述べましたように、観光資源として活用す
る戦時遺構群を新しい手法を用いた川棚片島竹灯籠まつりは、認知度の向上
及び交流人口の拡大につながったと思っております。令和元年11月23日
に、第5回目となる竹灯籠まつりが開催されましたが、あいにくの雨天によ
り、1日のみの開催となったものの、動員数1,970人と過去最大の来園
者であり、大変喜ばしいものであったと思っております。改めて、川棚片島
竹灯籠まつり実行委員会をはじめ、各種団体のスタッフ皆様のご苦勞に対し
て、お礼を申し上げる次第でございます。ただいま、議員からは今後、継続
的に開催するために、町主催で新たな実行委員会を組織して取り組めないか
とのことでありましたが、基本として民間が取り組まれてきたことを、町主
催で取り組むことは考えておりませんが、これまで同様、町職員をボラン
ティアとして参加させるなど、支援を行っていきたいと考えております。実
行委員会の内情はお察しいたしますが、是非、引き続き実行委員会を継続し
ていただき、交流人口の拡大等に繋げていただきたいとこのように思ってい
るところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 私から2番目の戦時遺構を文化財として登録し後世に残して
はどうかの質問についてお答えいたします。同様の趣旨での一般質問は、こ
れまでも議員の皆さんから幾度となくいただいていたところですが、直近で
は、平成30年12月議会において質問を受けたところです。

今回の質問に対する私からのお答えとしましても、これまでの答弁と変わ
りがないことで申し上げることとなりますが、本町の戦争遺構についての文
化財指定について、改めて考えを述べさせていただきたいと思えます。戦時
遺構については、戦争遺産という負のイメージはあるものの、日本の近代化
へ貢献した産業遺産として重要であると考えます。県では片島の魚雷発射試

験場跡を近代化産業遺産として確認しており、県でも重要な施設だと認識されているところです。そこで、戦時遺構を町の文化財にして登録し後世に残してはどうかということですが、既に指定文化財ということではありませんが、この戦争遺構を町でも指定外の近代化産業遺産として把握し、パンフレット等にも登録しているところです。また、片島の魚雷発射試験場の遺構を活用した、片島公園の基本的な整備に当たって、町は、片島を戦争の歴史とともに次世代に引き継ぐために、戦時遺構のある都市公園として、今日まで順次、整備を進めてきました。しかし、魚雷発射試験場の遺構は、終戦から75年の歳月が過ぎ、老朽化が進んでいる状況です。今後も、遺構の安全な見学のための園路整備を行い、その範囲内において遺構を見学していただくこととし、遺構そのものを修復保存するのではなく、風化するままの状態を保存しながら、そのままの状態を管理していく所存です。これらのことから、その他の文化財と同様に後世に引き継ぐ考えを踏まえながらも、風化するままの状態を保存していくものと認識しているところであり、現段階では、町の文化財指定ということについては考えておりません。しかし、今後、川棚町文化財保護審議会へ意見を聞いて、今後の方向性について話をしていきたいと思っているところです。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議 **長** 小田議員。

7 番 小 田 はい。それでは、再質問をいたします。片島公園の看板、それから設置理由と活用計画というようなことで答弁いただきましたけども、町としては、この片島公園というのが新たな観光スポット、それから選ばれる観光地になるというふうなことを大きな町のテーマとして掲げて、今後も観光の一つのスポットとして捉えて、開発・発展、活用していくということを再確認をさせていただきたいと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。先ほど壇上で答弁したとおりであります。

議 **長** はい、小田議員。

7 番 小 田 はい。あとはその文化財としてですね、残してほしいというのは、私だけじゃなくして、ほかの議員も今まで質問をいたしました。風化するままに保存するというのもわかりはするんですけども、やっぱりその

危険性も伴ってくるし、万が一怪我でも発生をした場合はですよ、片島公園を閉じなければならないというようなことにも考えられるんですけども、さらにその後世に残すということを考えてですね、やはりちゃんとした貴重な戦時遺構の文化財として、きちっとした対応を取ってですね、後世に繋げて、戦争平和を呼び掛ける施設として、整備をするというふうなことをした方がいいと私は思うんですけども、再度尋ねます。どうでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。私も、片島の貴重な歴史的遺産としてのもので、価値は理解しているつもりです。ただこれをですね、文化財と指定した場合、維持管理がどれほどかかるかという、文化財の管理ってということで考えていくと、かなり難しいのかなと。特に海上にある施設について、それを保存するようになっていく。そうした場ですね、管理についてはかなりの予算もですけど、点検も伴うんじゃないかなと思っております。建設課との連携を図りながら、安全面を確認しながらということで以前も答弁させていただいたと思っております。安全確認については建設課と連携を取りながらやっていった方がいいかなとは思っておりますけど、町の活性化、観光資源の目玉とするという町長の答弁もありましたので、また文化財としてどうするかということについては、また審議会には諮っていきたいと思っておりますので、その結論というかですね、その委員の委員会での答申を待ってですね、今後の文化財に指定するかどうかは考えていきたいと思っております。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。目玉だというふうなことと、かなりの経費がかかると思う、今から諮っていく、待ってたんじゃない駄目と思うんですよ。もっと早く、そういうふうにして重要な戦争遺構だと考えるんだったら、もっと前向き前向きにですよ、調査研究をして実際どの程度の経費がかかるのか、それをかけた場合、観光地として、さらなるイメージアップに繋がらないのか。川棚の一番おっきな観光財産にならないのかというふうなことを考えてですよ、考えてるばかりでは駄目だと思いますので、いつまでにその調査とか会議にかけて検討するというふうなことをご答弁いただけないでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 文化財にするかどうかっていうのは以前も、いつのことか、

会議か資料を見ないとわからないんですけど、以前もこの文化財登録については審議委員会の方でも諮っているところです。そこでは、戦時遺構として残すということで、答申は得てますので、その答申をですね、また覆してってということでいくと、前の答申がなんだったんだということになってきますけど、まずは概略のほかの課と連携してですね、調査を、どれぐらいの予算が必要なのかとか、どこを整備しなくてはいけないとか、そういったところを調査をまずはかけて、その調査終わった段階でもう一度審議委員会の開催を要請したいと思っております。ですから、新年度になっていきますので新年度中には調査を終えるという形で、進めていきたいと、そこで調整していきたいと考えます。

議 _____ **長** 小田議員。

7 番 小 田 はい、期待しております。戦時遺構に関してですね、ちょっと関連があると思いますので、数石の赤レンガ倉庫撤去をされてますけども、せっかくああいうふうなですね、赤レンガ倉庫、大変重要な戦時遺構だと思っておりましたけども、あの撤去されたレンガの一つでも戦時遺構として残されているのかお尋ねいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。レンガ倉庫についてのお尋ねでございますが、今回このレンガ倉庫につきましては、町有地に建っているものでございまして、近くに民地が近いというふうなことで非常に危険性があるということから今回撤去した次第でございます。撤去する際にその赤レンガについては、使えるものについては、使えるものっていうか、貴重な過去のものというふうなことで保存ができないかというふうなことで考えてはいたんですが、撤去する際に基礎工がかなり大きくて、破碎しないと解体ができないというふうなことで、ほぼばらばらになってしまったという状況でございまして、レンガの塊については、一つひとつのブロックのレンガについては、いくらかですね、確保ができておりますので、それについてはですね、保存が可能というふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 小田議員。

7 番 小 田 はい。それでは、あの片島の戦時遺構についてはですね、町長の施策説明の中にもですね、本町の観光の拠点であって、片島公園及び大

崎公園の環境整備を行い、今後、その観光ボランティア団体などと連携してですね、観光の振興に取り組むというふうに町長の施策説明でも述べられておりますので、町民皆がですね、大崎片島の戦時遺構を利用した観光というのに期待をしておりますので、取り組みを確実に実行していただくようお願いをいたします。

では次にですね、竹灯籠まつりの評価、大変高い評価をいただいて、この実行委員会のメンバーはですね、本当一所懸命頑張ってくれて、頭が下がる思いです私も。それで、竹灯籠まつりのおかげでですね、川棚、片島、戦争遺構というふうなことでですね、ものすごく県内、日本国内、外国にもなんか良いPRになってるというふうなことですけども、この実行委員会が取り組まれてですね、様々な呼びかけなどでですね、人づくりの人材確保、横のつながりっていうのは、大変深いつながりを持っててらっしゃると思います。そこでですね、最後にこの竹灯籠まつりを継続をしていただきたいというふうな声もたくさんあります。しかしですね、実行委員会ではですね、ちょっと連続開催、続けて開催をするにはですね、苦慮されておるというふうなことでありますので、ぜひともその、この実行委員会が今までやってこられた竹灯籠まつりをですね、立派なノウハウを持っておられますので、そのノウハウを受け継ぎながらですね、町主催でですね、新たな実行委員会をつくって、町民挙げての片島竹灯籠まつりというふうなことです、取り組んでいけばさらなる竹灯籠まつりのPR、それから町民が平和を考える場になると思いますけども、再度お尋ねいたします。町主催としてですね、町民主体によることがそういうふうな委員会を組織してできないかというのを再度お尋ねします。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。できないということではありませんで、せつかく5回まで継続してされておりますので、引き続き開催をしていただきたいとこのように願っているところであります。私も、代表の方とも逐次、意見交換をさせていただいておりますが、やっぱりこれまで設備が十分ではありませんでしたので、例えば仮設トイレを設置したり、大型の発電機をリースしたりということで、経費もかなりかかっておって負担も大きかったようであります。しかし、今後そういったことを鑑みてトイレの整備、照

明等も設置をいたしますので、今後はやはり今までよりも運営が易しくなったのではないかと、このように思っております、ぜひ今までどおり開催を続けていただきたいとこのように願っているところであります。以上でございます。

議 _____ **長** 小田議員。

7 番 小 田 言ってらっしゃることよくわかります。要するに実行委員会にですよ、継続して引き続いてしてもらいたいというふうなことで、そうしていただいた方が私もベストだろうと思うんですけども、実行委員会のメンバーさんにもですね、何人かに当たりましたら、やっぱりその準備諸々がきついと、長期間に渡るのでと、そういうふうなこともおっしゃられましたので、実行委員会ともですよ、町と一緒に協議をする場を作っていただいて、実行委員会がですね、これからも引き継いでいきたいということであればですよ、資金面においてもですよ、人材面においても、町が全面的に、全面的っていうか今以上に協力体制を作るというふうなことは、よろしいでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。実は川棚にはいろんなボランティア団体がありまして、そしてそれぞれの団体の主催でいろんなイベントが開催をされております。そういったことから、川棚町の賑わいも創出されているわけでありまして、実は今回、当該ボランティアの代表者に集まっていたましまして協議会をつくっていただき、いろんな意見交換をして、そして現在それぞれの団体が行っていただいております、いろんなイベントをですね、お互いが協力し合うようなそういった相互協力体制ができるような協議会をつくりたいというふうに思っております。そういった中で、協力体制ができれば、一定の町の助成もしやすいのではないかと、そのように思っております、新年度の施策としてそういったことを考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議 _____ **長** はい、小田議員。

7 番 小 田 はい。期待をしております。それで、この竹灯籠まつりにおいてですね、実行委員長から西部地区総代会にもですね、ちょっとご説明をいただいたことがあるんですけども、その中にですね、地区としては町が主

催をしていなくて、主催者が、このメンバーでですね、メンバーが主催をしているので協力するのどこまでかなと、それとですね、あと一つはその資金面の面からも実行委員会では観覧料としていくらかの、去年の場合は300円でしたけどもそういったお金がですね、観覧料として徴収をされるというようなこともあってですね、おそらく川棚町内からの参加者はあまり多くはなかったんじゃないかなと考えております。そこでですね、私が町主催でという提言をしたのをですね、町が主催、あるいはそのもうちょっと頑張ってくださいですよ、町としても全面的にこの竹灯籠まつりをバックアップをしていくというふうなことで、例えば総代会へとか、あるいは町内の小中学校、高等学校とかですね、いろんな施設、団体さんもいらっしゃると思いますので、もうちょっと積極的に参加協力のアピールをしていただいて、この実行委員会のメンバーにあまり負担をかけないような方向で、もう一枚町が加わっていただくというふうなことを考えていただきたいと思いますけども、いかがでしょう。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。もう一枚加わってというように表現がされましたが、具体的にどういうことなのか再質問をお願いします。

議 _____ **長** 小田議員。

7 番 小 田 ちょっと言葉選びに失敗いたしました。もっと強力に関わっていただいてっていうふうなことでですね、実行委員会と町が共同で主催をするというふうなことでですね、町長はじめ川棚町が一丸となって、共同主催といいますか、そういった位置づけになれば、もっと町民、地域住民も協力しやすい体制が作れるんじゃないかなと考えておりますけども、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えします。実行委員会と町が共催をするという形を取れというような今ご提言がありましたが、あまりいい方法ではないのではないかと思います。今、議員のご提言を聞く限りでは、もう少し町が積極的に関わって支援をしていきなさいというような内容のご発言だったと思います。そういった場合には、共催ということじゃなくして、町や教育委員会が後援をするという形にすればそれは現実的に達成できるんじゃないかと思

います。いわゆる、先ほど教育長も答弁いたしましたように、片島は戦時遺構がありましてそれを保存し、そしてある一定の管理をしていくということで、都市公園にも整備をいたしたわけでありますので、教育委員会が後援することについては、片島竹灯籠まつりは戦争、戦時遺構の地から恒久平和の願いを発信するんだというような願いを持って開催をされておりますので、教育的にもそれは理解をしてもらえないんじゃないかと思えます。また、町長の立場といたしましても、交流人口の拡大を図るために片島公園を整備して、そして観光のスポットにしようということで考えておりますので、町が、町も後援することについてはよいのではないかと、今、考えたところがあります。今後検討してまいります。

7 番 小 田 終わります。

(1 4 : 4 5)

議 長 次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号 8 番、田口一信です。私は 1 項目、町内の医療体制にということで質問をさせていただきます。

昨年の 9 月議会で小児科の医療体制について質問をいたしましたけども、まだいまだ解決を見ていないようでございます。それに加えて、去年は 9 月末に内科医院が廃院をされ、10 月末にはまた別の内科医院の先生が亡くなりました。昨年だけで実質的に 4 つの医院が減った状態でありまして、町民は非常に不便を感じている状況でございます。ちょっとここで今、実質的に 4 つと言いましたが、その 4 つというのは正しくないかもしれません。と申しますのは、去年は一人が高齢で廃院をされました。そして昨年 3 人が亡くなった。ということで 4 つと言ったわけですが、その 3 人目に亡くなったところの医院は形を変えて存続しておりますので、数だけで言えば 3 つと言うのが正しいことなのかもしれません。しかし患者側から見れば、特にその 3 人目の医師は私は幼馴染だし、子どもの頃から、あるいは私が生まれたときからその医院にかかっているし、私としてはもし自分が具合が悪くなったらその先生の言われるとおりにしようと、ファーストオピニオンだけでいいと、私はその先生に命を預けようと思っておりましたので、その先生が亡くなったっていうのは廃院になったことと同じように受け止められると、そういうふうな意味でございます。そういうことで 4 つと言ったわけで

ございます。そのように理解していただきたいと思ひますし、また、そのように受け止めている患者さんも多いのではないかと思ひます。さらに言ひますと、この3つとか4つとか言ひてますが、この1つだけでも大事な医院なのに、それが3つも4つもということですから、しかもその3つ4つと言う数字は、100も200もある中の3つ4つじゃなくて、10余りしかない中の3つ4つですから非常に大きな数字であるというふうにおもひております。そういうことでちょっとこの通告文に戻りますが、非常に町民は不便を感じておるわけでございます。またさらに、その存続している医院の方にも患者が殺到してありますので、大変診療受けるのが難しくなつて、不満の声も聞かれております。ので、町民としては町内の医療体制について、大きな不安を持っているような状況でございます。こういった状況に対しては、また医師の確保という事柄は非常に困難な問題でありますので、昨年9月議会でも申し上げましたけれども、やっぱり、町が力を入れて、医師の誘致などを進めるべきだと思ひますが、どうかと、こういうことをお聞きしたいと思ひます。と言ひても町は権限としては何の権限もないわけでありまますので、例えば、ホームページなどに「内科、小児科、耳鼻科の医師大募集、委細面談」などの記事を大きく載せて、全国的に危機感をアピールして、応募があつた人と具体的な助成措置を詰めるなどのやり方をしてみたらどうかと思ひております。以上この1点をお聞きします。よろしくお願ひします。

議 長 町長。

町 長 田口議員の町内の医療体制についてのご質問にお答えいたします。

昨年9月定例会における小児科医院の誘致や町立の診療所開設に係る議員からの質問につきましては、あとを継がれるご家族の思いや医師及び看護師等医療スタッフの確保の問題から誘致や開設については考えていないとの答弁をさせていただいたところでありまます。また、当面の小児科の医療体制についてであります、母子保健法に伴う乳幼児の健診につきましては、既存の小児科医院の先生が亡くなられたことから、その後を引き継いでいただいた長崎川棚医療センターに対し、令和2年度の健診業務においても引き続きお願ひをしたところでありまます、難しいとの回答であつたことから、医師会を通じて波佐見町の小児科医院に川棚町の実情を説明し、健診についての

お願いをいたしましたが残念ながら承諾を得ることができませんでした。その後、嬉野医療センターにお願いし、諸条件について協議を重ねた結果、令和2年度の契約について了解を得たところであります。そこで今回は、医師確保の取り組みとして、町がホームページなどに医師募集の記事を掲載して医師の誘致を行い、応募があれば、助成措置を詰めるといったようなことはできないかとの質問をいただいたところでありますが、仮に応募があった場合の受入環境、いわゆる受け皿の問題や医師への報酬等財政上の問題から、町として医師を誘致する考えはありません。しかし、各医院において、町ホームページの医師募集についての掲載依頼があれば、それは積極的に対応して参りたいと考えております。また、廃止又は中止している医院において、今後、ご家族が存続を希望され、医師の確保について何らかの支援要請があれば、速やかに対応してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 はい。ちょっとこのホームページ掲載のですね、ことについてですが、少し町長は受け止め、私の考えてるのと違う受けとめ方をされているようでありまして、私は内科、小児科、耳鼻科の医師大募集と書いたらどうかと言いましたが、町が雇うという意味ではないんです。要するに町内でそういう医院を開院してくれませんかということを大きく募集しますよと。で、委細面談というのはこのあとにありますように、その開院される人に対してどういう助成措置を講じるかというのは、それこそ委細面談であとから詰めればいいじゃないかと。だから通常であれば助成措置を先に考えて、いろいろこうアピールするんですが、もうそんなの待つとられんので、とにかく来てくださいということをアピールして、それであとは具体的にその先生のご希望に応じてこっだけ助成しましょうかということを決めたらいいんじゃないのという意味でですね、その町で雇うという意味ではないんです。先ほどだから各医院の募集案内を掲載すると言われたので、それと同じようなことになるのかなと思いますが、各医院の案内というのは実はないわけですよ、廃院になったところはね。募集すると言ってももうその医院がなくなってるんで、ないわけですよ。ので、各医院の募集を掲載するというよりは町でもうとにかく来てくださいということをホームページでアピール

したらどうかという意味です。それについてどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。今回のその医療体制の問題につきましては、前回の議会でも質問いただきましたので、副町長、あるいは担当課長等に随時調査をさせておりますけれども、今の質問に対しての答弁でございますが、まず前回の、いわゆる小児科医の廃院の問題でも触れましたように、要は当該医療機関が今後どういった形でその病院を存続させようと、あるいはまた、引き継ぎをどうされようかとご遺族の方がされているのか、それがあくまでも最優先問題でありまして、やはり町といたしましては、議員がおっしゃるような方法はできるかもしれませんが、ご家族、あるいは関係ご遺族の皆様方の意向に沿った活動をしなればいけないのじゃないかと、このように考えております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 今の考え方について、ちょっと議論をしたいんですが、その前にちょっと聞いときますが、小児科、その昨年9月も質問しましたが小児科については依然として進展がない状況なのでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい、ご質問にお答えします。先ほど町長が答弁しましたとおり小児科については、健診に伴う業務につきましては川棚医療センターの方をお願いをしたけれども、承諾を得ることができませんで、最終的には嬉野の国立嬉野医療センターの方をお願いしたという結果でございます。その後の外来等の小児科の対応につきましては依然として状況は変わっておりません。以上です。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい、失礼しました。既存の小児科医院の先生のその後についてでございますけれども、以前の9月議会ですか、の答弁の中でマッチング業者といいますか、そういうふうな形での活動もされておられるということで答弁してると思いますが、その後の進展については情報としてこちらの方に伝えてもらっておりませんので、たぶんではございますけれども、そのままの状態であると思っております。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 そのちょっとまたそこですけども、結局小児科が依然として実現しない。そいで先ほど答弁にあったとおり、小児科の健診は嬉野の医院、医療センターに頼まないかんというような状況で、非常になんていうかなあ、非常に変則的な形になってるわけなんで、やはりこれは何とか改善せんといかんというふうなことを思うんですが、その健診というものは、患者さんがっていうかその子どもを連れてその病院にお母さんが連れて行くんですよね。来てくれるわけではないんですよ。行くという形であるとすれば非常に不便だと思うんですが、どうなんですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。川棚町中央公民館の講堂におきまして、まとめて、1歳半と3歳児健診という形で実施しておりますので、わざわざ行くということではございません。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 それでですね、本来の議論に戻りますが、結局特に小児科・産科というものは、県北地区とかでは非常に不足してるというように聞くわけです。先日も私の友人に聞いたところ、もう佐世保市内も本当に小児科・産科っていうのが医師が不足してるというようなことを言っておりました。なので、何とかそこの医師の偏在っていうものは、もう少し調整をして、きちっと必要な医師が必要なところに配置されるというように、なことを考えんといかんのじゃないかというふうなことを私は思っておるんです。ちょっと長くなりますが、もうちょっと言うと、健康保険制度というものは大変良い制度だと思います。幅広く国民が負担をして誰でも診察を受けられる、医療を受けられるというので非常に民主的な、いわば社会主義的な制度であるというふうなことを思うわけですね。で、これは医師会の協力を得ずともう長年この制度が維持されてきてるわけですが、肝心のその診察についてはそのように保険制度があるのに、肝心にじゃあ肝心のその医師の配置、医師の立地状況というものはまさにこないだから言っているように経済原則に則ってやっていると、その成り立たんところには医師は立地しないと、こういうふうなことなんで、そこがおかしいんじゃないのかなというふうなことを思うわけです。で、やはり医師の存在、立地そのものを調整をする必要があるのではないかというふうなことを私は思っております。すなわち、昔はお

そらくインターン制度と、それから大学の医学部の先生がその調整役を担っていたんじゃないかと思うんですけども、そういうそれが崩れてですね、要するにそのインターン制度なんかもそういう規制を緩和してしまって、みんな若いお医者さんは、都会のおいしいところに行くというふうなことになるんだと思うんですよね。そのために地方がしわ寄せを受けてるっていうことじゃないかなというふうなことを思っております。しかし、現実には目の前の町民が困ってるわけなんです。最初も言いましたように、町としては権限、その医療関係については権限はないわけですけども、やはりなんかそのやれるだけのことはやらんといかんのじゃないですかということはこの間からずっと言ってるんですけど、どうでしょうか、何とかその町民のその健康不安を解消するために町としてもこんだけ力を入れますっていうことはないんでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 最初ご指摘のあった医師の数、県内のっていうことでおっしゃいましたのでちょっとその部分についてはですね、長崎県の県央保健所管内の医師の数というのは、現時点で外来計画では、川棚町は医師多数区域に入っております、もっと言いますと、医師少数スポットっていうのがあるんですけど、それはあくまでも例えば川棚医療センターのような二次医療機関ですね、先ほどおっしゃいましたファーストオピニオンじゃないですけど、そういうのじゃなくて、大きい病院、最初かかりつけの病院に行ってそうじゃないところに、ちょっと大きな範囲で行くとか、二次医療機関っていうんですけど、そこに救急搬送に要する時間が60分以上かかる場所を医師少数スポットとして県は位置づけております。ただ今後、新規で開業をする場合は、地域医療構想会議と調整会議ということで、現在、会長は長崎医療センターの医院長で、あと構成はそれぞれ川棚医療センター、それから私立病院、諫早総合病院、郡医師会、市の医師会、それから諫早市、大村市、東彼3町の担当課長等で構成する地域医療調整会議の中でこのような地域にこのような診療科目で開設をしてくれないかというような形での調整はできるようになってますけど、今既存のお医者さんをどこの地域にとかいうことで行かせるような措置といいますか、そういう部分ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。確かにこっちは県央に入るわけですね。長崎県は全国的に見れば医師が多い県であって、そいで長崎県の中でも、長崎、それから諫早といった県央地域か、県央地域は医師が多い地域というふうには聞いておりますけれども、それならばですね、もうちょっと県央保健所というものは、これ聞く相手が違うのかもしれませんが、県央保健所というものはもう少し調整力は無いんですかね。その医師の配置について。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 現在、長崎県そのものがですね、離島・へき地が多いところでございまして、長崎県の医師確保の計画はどちらかというところの方に手厚くされてるという状況がございますので、先ほど言いましたように、町内には医療機関は若干、若干といいますか、数件なくなったところがございましてけれども、公共交通機関なり自家用車なりを使って、ちょっと言い方どうなのかわかりませんが、すぐ行けるとところが近隣の市町にもあるというところには、県としては、まずもってそちらの方を優先的に医師確保に向けて動くということはまず考えられないというふうに考えています。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。そういうふうに言われると、まだまだ川棚は条件がいいんだ見たいな感じに聞こえるんですが、現実にはしかし、町民はですね、心配に思ってるし困ってるわけなんです。ので、あの具体策はなくても何とか町としても一所懸命考えますというようなことぐらいは思っただけないんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。今の課長の答弁で若干状況もお分かりだと思うんですけど、医師少数区域ではないと言いながらも、議員がおっしゃるように急に3件の医院がなくなりつつありますので、町民にとっては大きな変化であります。やはり不安があるのではないかとこのように思います。で、もう何回も申し上げますが、やっぱりこの休診となった医院の再生についてはあくまでもご遺族、あるいは関係するご家族がどのように今後していきたいと思っておられるのか、そういった意向に沿っての町の支援をしていくべきだとこ

う思っております。例えば、もし希望があれば、医師を紹介する企業等もありますので、そういったところに斡旋をして、そして斡旋料の助成をすとか、あるいはこれも希望によりますけれども、川棚町で勤務する予定の医学生または研修生に対する奨学金制度を設けるとか、そういったことは行政としてできるのではないかとこのように思っております。ただ、いずれといたしましても当該医院がどうしたいと思っておられるのか、そういったところがやっぱり前提になって、その後、町が支援していくということになるのではないかと思っております。議員がおっしゃるそういった気持ちは当然理解できますし、これだけ、3つの医院が休診になりましたのでその状況は深刻に受け止めております。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 深刻に受け止めるということは聞きましたが、ちょっと突っ込んで聞いときますけども、今、そのご家族とかがどう考えておられるかとか、そういうことがずっと9月から答弁でありますので、それならば、もうご家族の人はもう私たちは後釜を探すのはやめましたと、もう廃院にしますと言われる可能性だって十分あるし、それでもやむを得ないわけです。それに対して文句を言うことは私らはできないわけですよ。ご家族がもし、もう私らはもういろいろあちこち当たるのは辞めましたと言われた場合にはどうするんですか、ということを知りたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。それについては支援の方法は今のところ考えておりません。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 町内に、その小児科医院がなくなってもやむを得んという意味ですかね。やむを得んというお考えでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。そういう意味じゃなくして、そういった支援の方法がないという意味であります。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 もちろんその新たに開院をしようというふうな人が現れなければもちろん支援の方法はないし、支援は必要ないわけなのでですね、私が

聞いているのはそういうことじゃないですよ。要するに小児科医院とかがなくなっていていい、町内にゼロになっていいんですかと。しかもさっき聞いたら波佐見のお医者さんも協力してくれないと言えば、本当に本当に困ったものだと思うんですけど、どうでしょうかと。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** なくなってもいいんですかという質問でありますけど、そうなくなっちはよくないのでこういった議論をしているんじゃないでしょうか。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 ので、深刻に受けておりますというさっき答弁がありましたので、本当に深刻に考えていただきますように願います。以上です。

(1 5 : 1 3)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 5 : 1 3)

(…休 憩…)

(1 5 : 2 9)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、波戸勇則議員。

1 3 番 波 戸 1 3 番、波戸勇則です。通告書にしたがいスクールロイヤーについて教育長へ質問します。

文部科学大臣は、令和2年度から各都道府県、政令指定都市など全国に約300人のスクールロイヤーを配置する方針を明らかにしました。

スクールロイヤーは、いじめや児童虐待、保護者とのトラブルなど、学校で起こり得る法的な諸問題について、学校の求めに応じて法律上の助言をする。また、裁判になってから関わるのではなく、日頃から法的な問題に対して相談や助言を受けられる弁護士を登録することです。

スクールロイヤーが主に行うことは、1、法的側面からのいじめの予防教育。弁護士が、実例、裁判例等を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等について教える、授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

2、学校における法的相談への対応。学校が、児童生徒を取り巻く問題について、弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや弁護士による教育向けの研修会を受けることなどが、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

3、法令に基づく対応の徹底。学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。以上の3点が挙げられております。

児童生徒を取り巻く環境や保護者等の価値観が多様化している中で、今後、迅速な対応が求められることもあると思います。スクールロイヤーを活用することで、学校における教育活動の円滑な実施を図るとともに、教員の心理的な不安や負担を減らし、校務の効率化が期待されると考えております。そこで、本町の考え方について次の点をお尋ねします。

1、教育長に就任してから法的な問題やトラブルはあったか。

2、いじめや児童虐待、トラブルなどに対し、教職員が相談できる場はあるか。

3、スクールロイヤーを活用する考えは。以上、質問いたします。

議 長 教育長。

教 育 長 波戸議員の質問にお答えいたします。

まず、教育長に就任してからの法的な問題やトラブルに関する質問ですが、私が就任してから、学校が法的に訴えられるような事案は発生しておりません。しかし、小学校において児童間で器物破損の事案が発生し、その弁償を巡って被害児童保護者、加害児童保護者でトラブルとなり、被害児童保護者が訴え、裁判まで発生したケースがありました。

次に2番目の質問のトラブル等に対して教職員が相談できる場についての質問ですが、法的なことはまた違うんですけど、学校においては、子どもたちの学級や学校への不適應、友人とのトラブルやいじめ、学習、しつけ、進路、教職員の指導の在り方等、様々なことが保護者から相談されます。それがときとして過度な、また、理不尽と思われるような要求になることがあります。そのようなとき、まず、教職員が相談するのは、気軽に話ができる同僚です。そして、学校では事案によって相談担当者を決めてあったり、主任を任命したりしていますので、事案に応じて相談したり

対応したりしています。同僚で解決できない事案においては、教頭、校長の管理職に相談し、対応していきます。管理職が対応することにより、解決の方向に向かうケースが多くなります。また、チーム学校という概念のもと、担任だけではなく、養護教諭等が子どもたちの対応に当たることもありますし、子どもたちの心理的不安にはスクールカウンセラーが、家庭的な問題にはスクールソーシャルワーカーが対応に当たる等、それぞれの分野のスペシャリストをチーム学校として活用しています。そして、教職員の相談にも応じてくれています。法的な問題やトラブルには至らないまでも、過去には行事や諸活動での大きな事故も起きています。特に重大事案においては、川棚町では学校活性化事業で、臨床心理士にスーパーバイザーをお願いしていますので、事案が発生した折には相談をし、対応の在り方についてアドバイスをいただいております。また、教職員の心理的な悩みや不安に対しても相談を受けていただいております。そして、川棚町の教職員の利用はまだございませんが、長崎県市町村行政振興協議会において法律相談支援事業という事業があり、協議会の顧問弁護士に相談できる制度がございます。法律問題等が起きた場合、相談料は協議会が負担して顧問弁護士に相談できるようになっていますので、何か法的に解決しなければならないような事案が発生しましたら、相談したいと考えております。

3つ目の質問のスクールロイヤーを活用する考えはについてですが、川棚町においては、法的な問題等が起きた時には、先ほど述べました長崎県市町村行政振興協議会においての法律相談支援事業を活用しようと考えています。しかしこの度、文部科学省が、平成30年度のいじめ認知件数が過去最多の約54万件を超えたことと、昨年1月に千葉県野田市で、保護者からの不当とも思えるような理不尽な要求に市の教育委員会が屈したことが要因となり、小学校4年生の女子児童が虐待を受け、死亡するという痛ましい事件が発生しました。そのことから、2020年度からスクールロイヤーを全国に約300人配置する方針であると表明しています。長崎県においても配置されるものと見込まれます。スクールロイヤーは学校教育に関わる新たな職種として、いじめの予防や教員の負担軽減の面で大いに期待できますので、県からのスクールロイヤーの制度の説明や通知を

待って、川棚町においても活用することができましたら、各学校に積極的に活用するよう周知したいと考えています。以上で、私の答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。今、教育長から答弁いただきましたけども、1番の問題で1件裁判といいますか、器物破損問題があったということなんですけども、そもそも、このスクールロイヤーの始まりというのが、先ほど教育長からありましたように、いじめの対応等にあってですね、子どもたちのいじめ防止等に関わって、いじめが法的にどのような行為でいうことかを知らせていくとか、そういうのを教育したり、進めていかれるということでスタートしておりますけども、やはりあのトラブルがあった時にですね、通常の業務とは別に先生がその問題解決のために労力や事務作業等をするために時間を取られると思います。解決に至ってるとは思いますけども、今後、さまざまな事案が出てくるとは思いますけども、やはり先ほど県の法律相談支援事業というのを使われるということだったんですけども、やはりあの直近で気軽に相談できるスクールロイヤーの活用が必要だと思いますけども、その辺の考えはございませんか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。何か問題が起きた場合ですね、法的側面からのアドバイスというのは本当に教員としても心強いと思います。ただ、活用するに至った際には、保護者が弁護士も学校の仲間だと、その自分のことをないがしろじゃないですけど、学校と弁護士がもう一緒になって私を言いくるめるんじゃないかなという、こう、警戒する恐れもありますのでそういったことがないようなことに配慮しながらの活用をしていくことが大事かなと思っております。今後、そういった弁護士さんへの相談というのはますます増えてくると思っておりますので、川棚町においても積極的な活用を考えているところです。

議 _____ **長** 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。今、教育長から答弁があったようにですね、スクールロイヤーがですね、やはり学校側についた、ついたらっていか学校側に対しての弁護士というふうに捉えたらいけないんですけども、やはりこの弁護士

は中立的な立場で両方の意見を聞きながら進めていかれるのが一番の方法かと思うんですけども、さっき、隣の佐世保市の件で誠に失礼なんですけども、昨年の2月に小中学校の調査をされております。1年前の調査結果になりますけども、過去2年間にですね、法律等に関して弁護士に相談することが望ましいという事案があると答えた学校がですね、全体の16%。また相談体制の構築が必要かという問いに対しては、必要と答えた学校が96%という結果が出ております。単純に佐世保市との比較はできませんけども、本町には4校ありまして、横と縦の連携はできているものと思っております。教育長自身も気になる児童生徒や保護者などの把握はできていると思いますが、やはりこの調査結果からですね、何かあった時、何かありそうな時に法律等の専門家からのアドバイスを受けたいと思われている先生が多いと思いますけども、やはりこうやって県に問い合わせとかする時間的なロスですね、そういうのもありますので、その辺のあたりは教育長どのようにお考えでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。学校としては、なるべく保護者と問題起こしたくない、尾を引きたくないというのが現状だと思います。できるだけ、自分で解決しようと抱え込む体質というのは教員かと思えます。そういった面でいくと、身近に気軽に相談できる弁護士さんがおられればですね、一番いいのかなと思っております。佐世保市さんもですけど、ほかのスクールロイヤーを導入している市町においては、電話で相談できる体制もできておりますのでですね、そういった体制ができればいいと思うんですけど、やはりなかなか顧問弁護士を川棚町独自で雇うっていうのはなかなか難しいところですので、今のところ市町村協議会の事業を活用するっていう方向で考えております。

議 _____ **長** 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。先ほど2番のところにありますけども、現在そういう、何といたしますか、問題とかあった時には同僚、または相談担当者、ゆくゆくはそれでも解決しないときは教頭または管理職で、そこまでいくとだいたい解決はしているということなんですけども、やはりそのそういう時にやはり皆さん教員とか学校関係者なので、第三者的なそういう何といたしますか

アドバイスができてるのか、というのがちょっと不安になるんですけども、教育長としてはそういう第三者的な、客観的な相談が現在はまだもうできているという判断はされているんでしょうか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。本当1番大きな支えとなってきているのが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーだと思っております。学校に直接配置されておりますし、スクールソーシャルワーカーについては教育委員会ですぐ相談できるような体制になっておりますので、そちらの方が1番今大きな支えとなってきているかなと思っております。また、先ほど言いましたスーパーバイザーの臨床心理士さんはもう経験も豊富ですし、大きな事件にも携わってこられておりますので、本当、もう授業を参観したり、子どもの観察もしていただきますのでですね、直接職員の指導ということでは大きな支えとなってきております。法的な面ではありませんけど、そういった心理的なことか、家庭への相談時とかいうことでは今のところ川棚町、相談体制はできているのかなと思っております。

議 _____ **長** 波戸議員。

1 3 番 波 戸 今、本町の現状を考えますと今の状況で特段支障はないのかなという判断をされてるのかと思っております。今日の朝からの町長説明の中ででもですね、川棚町の学校教育においては、スーパーバイザー、サポートティーチャー、特別支援員等を使ってですね、最後、家庭と学校との橋渡し役や調整役としての活用をしているソーシャルワーカー、ということであるいろいろな学校活動についてですね、不登校児童・生徒等の解消に努めてまいりますと書いてあります。ここにですね、スクールロイヤーが入るとさらに学校教育の充実が図られると思うんですけども、次年度はないかもしれませんけども、今後研究していく気持ちはおありになりますか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 はい。これまでは弁護士さんとか法的なとこにするというのは敷居が高かったと思うんですけど。これからどんどん学校の中にそういった専門家が入ってくると思いますので、そういった他市町のもので、動向等を見ながら研究をしていきたいと思っております。それで県で配置されましますと思いますので、見込みですので、その活用方法を今後は考えていきたいと

思っております。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。今後、何かあった時には県を通されるということなんですけども、やはり県を通すことになりますとですね、やはり時間的なロス、電話でもできるという話ですけども、こういった案件はですね、やはり迅速な対応が必要だと思っておりますけども、やはりあの、よく報道で聞くのが初期の対応のまずさがその後の保護者の感情的なものにですね、しこりを残すことになりかねないというふうな報道もされております。本町独自に登録しとけば、きちんと対応はできると思っておりますけども、登録をしておくための費用はそんなにかからないと思っておりますよ、事案がない限りですね、弁護士をお願いして何かあった時はお願いいたしますみたいなことで、相談してから弁護士としての料金発生すると思っておりますけれども、これ先行して導入している自治体も数か所あります。これからの社会環境を考えるとですね、やはり今後研究を重ねて、例えばですね、東彼3町で協力し合って1名を登録お願いするとか、そういうことは考えられないでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。他市長の登録、顧問弁護士を選定するに当たって、どんな弁護士でもいいかっていうことでは難しいというので、やっぱり教育関係に詳しい弁護士さんをとということではなされておりますので、今後そういった弁護士さんを探すっていうのは自分たちでは難しいと思っておりますね、弁護士会とかそういったことも、つてを頼みながらですね、そしてまた東彼3町で教育長同士で連絡取り合って、そういったことができないかどうか協議したいと考えております。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 今、現状でですね、そういう弁護士まで必要ないという事案ばかりだと思っておりますけども、今後やはり何かあるかわかりませんので来年1年間かけて研究していただいて、今後どういう方向に行かれるのか調査研究をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願ひできますか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。今後、前向きに検討していきたいと考えております。

1 3 番 波 戸 終わります。

議 長 次に、初手安幸議員。

4 番 初 手 はい。4番、初手であります。通告文にしたがいまして、2件、一般質問をさせていただきます。

まず、第6次総合計画の取り組みについてであります。総合計画は地方自治体のすべての計画の基本となり、地域づくりの最上位につけられる計画で、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちづくりの将来像を描くものとして位置づけられるものであります。近年、地方自治体を取り巻く環境は地方分権によりまして地方自治体が自主的・自律的な自治体経営を行う必要はますます高まってきております。人々のニーズも多様化・高度化をしており、行政需要は量的にも質的にも大きく変化をしております。反面、厳しい財政状況の中、限られた資源により公共サービスを行わなければならない現状もあるわけでありまして。このような背景において、行政は積極的な情報公開を行い、町民との対話を重ね、説明責任を果たして、課題と目標を共有していかなければならないと述べられております。このような背景のもとに、行政運営全体を見据えた中・長期的な方針や計画は必要でありまして、今後はいろんな時代の背景を踏まえながら、独自の工夫による個性的な総合計画が増加するものとも言われているところでございます。さて、本町では昭和46年に第1次総合計画が策定をされ、今日の第5次総合計画まで、それぞれの時代に対応した川棚のまちづくりの基本としてのその役割を果たしてきたところでございます。第5次総合計画は平成22年からスタートし、令和2年度で10年の期間を終了をすることになり、令和3年度から新しい第6次の総合計画に基づいて、まちづくりがスタートをすることになるわけでございます。本町の第5次総合計画・後期基本計画、平成27年の11月に出されておりますけれども、その中では社会構造の変化などにより新たに対応すべき課題が山積しているとして、次世代へ豊かな暮らしをつなげていくために、それぞれのまちが持つ資源を最大限に活用した、自立した地域づくりを進めていくことが求められていると、要約ではありますけれども、として、川棚町としても時代の潮流に対応するため、総合計画の必要性を述べてありました。5年を経過した現在の状況はさらに厳しさを増しており、町民の参画

をいただきながら、一体となったまちづくりを進めていくことが重要ではないでしょうか。そのためにも、広く住民の意見や思いを参考にしながら、多岐にわたる行政課題に対応するために、指針となる総合計画が必要であるというふうに言えると思います。今年1月には、住民意識調査を実施をされており、令和2年度は、より具体的な作業に着手することになると思われまますので以下の点についてお尋ねをいたします。

1点目、平成31年度、令和元年度における取り組みの内容はということで、平成31年度の当初予算でも計上してありますので、本年度の事業内容がどのようなものがあったのかということについてまずお尋ねをいたします。

次に2点目として、策定に当たっての基本方針は。第5次総合計画策定時とは社会状況も変わっており、近年の少子高齢化や人口減少に対応した安全・安心な生活の確保、多様化・高度化する住民ニーズへの柔軟な対応がますます求められる時代となってきたところでありまますので、どのような基本的なものがまた前回と違う点があるのか、その辺について基本方針についてお尋ねをいたします。

3番目に、第5次計画と異なった取り組みはと。先ほど言いますように、取り巻く環境は大きく変わってきているところでありまますので、第5次とどのような面が違うのか、今のわかる範囲でお答えをいただければと思います。

次4番目に、令和2年度の主なスケジュールはと。第5次計画の折はですね、平成22年の3月からワーキングチームの会議を開催され、8月には第1回の総合計画審議会の開催、9月には町長からの諮問を受け、11月には基本構想のパブリックコメントの実施、12月には審議会から答申が出されているようでございます。こういった流れの中で、今度の第6次に取り組みます令和2年度の主なスケジュールがわかっておられればお答えをいただきたいと思ひます。

次に5番目ですが、審議会の委員には公募や若い世代の登用をということで、第5次の折には、11の各種団体から選出された方々で審議会の委員が構成をされておりますが、広く町民の声を反映させる意味からも、委員の数を若干増やしてでも、公募や若い世代の登用は検討できないものかお尋ねを

いたします。

次に6番目でありますけども、子どもたちが関心を持てるような説明書の作成をしてはどうかということですが、総合計画の期間は一般的に概ね10年とされているようであります。これからのまちづくりに関心を深めてもらうためにも、前回ダイジェスト版等も作られておるようでありますので、それに類するもの、いわば漫画的なものといえますか、そういったものを使ったダイジェスト版でも作り、子どもたち、児童生徒と申しますか、興味を持ちやすいものを小中学校向けに作ることが検討できないものかお尋ねをいたします。

次に、議会への対応はということですが、平成23年の5月の自治法改正によりまして、基本構想に対する議会の議決がなくなりました。第5次総合計画では平成22年12月の答申を受けて、23年の1月と2月に議会に対し説明と質疑の機会を設定をしてあったようでございます。それを受けまして、議会が3月議会において議決を行っております。今回は答申の前の段階でも途中の説明など検討されるお考えはないのかお尋ねをいたします。

次に8番目の事業計画・財政計画の併記はということで、計画ができれば具体化した事業の内容が必要となってくると思います。事業の推進に当たっては、財政が伴わなければならない。その内容を住民に知らせることでまちづくりに対する理解を深めていただくことにつながっていくのではないかと、このように考えているところでございます。どのようにご見解があるかお尋ねをしたいと思います。以上で総合計画に対する質問を終わります。

次に、「川棚町の歌」制定に向けて、2問目の質問をさせていただきます。

一般的に市や町の歌の制定につきましては、市町村の施行時、あるいは何十周年記念事業や町村合併時の記念事業などの折に実施をされているようで、住民間の融和と連携を深めるとともに、まちおこしの事業としても取り組まれ、公募式やあるいは専門家への依頼や有名な歌手への依頼など、それぞれの自治体で、それぞれの自治体の実情やユニークな発想での取り組みがあり、市あるいは町の情報発信などにも貢献をしている自治体もあるようでございます。県内では8町のうち波佐見と川棚がございませんで、資料を見

ましたら「〇〇音頭」ということで紹介をしてあり、6町ではそれぞれ呼び方はいろいろありますが、町の歌が制定されているようでございます。また、佐世保市では小学校での入学式、また卒業式で全員で歌っているということでもありまして、生徒たちもよく知っているとのことでございました。

本町は、町内の自然や景観などを歌ったものがあるようで、町勢要覧によりますと、昭和39年に「川棚小唄」の発表ということがありました。で、昭和48年「くじゃく踊り」、そしてまた同じく「川棚ブルース」を発表、ほかにも「よかね節」というものもあるようでございます。くじゃく踊りは小学校の運動会や町内の団体のイベントなどで楽しく踊られているところでございます。去年は町制施行の85周年のお祝いをする事ができたわけですが、令和3年の6月には、令和3年度中にはですね、新庁舎の落成の予定もございまして、その5年後、令和6年には町制施行90周年を迎えることになる予定でございまして、特に、新庁舎の完成は本町の歴史に残る事業でありまして、町民の方々の融和と連携をさらに深めながら新しい歴史を歩み始めることになるのではないかというふうに位置づけられると思います。このような期間に、今まで検討されたことがないと思われる「町の歌」の制定に向けて、いろんな機会を通じて、時間をかけて町民の方々のご意見を聞きながら具体化を進めてみてはいかがでしょうか。歌はいつの時代も心を癒し、心を一つにしてくれるとも言われます。川棚町の歴史や伝統、そして風土を次の世代へも受け継がれていく役割を担ってくれるものと、そういう事業であるとして制定に向けての検討に値する時期ではないかと考えますので、町長のご見解をお伺いをいたします。以上、2問について一般質問とさせていただきます。

(15:59)

議 長 ここで、会議時間を延長いたします。

(15:59)

議 長 町長。

町 長 はい。初手議員の第6次総合計画の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員からは8項目についてご質問をいただきましたが、まず①の令和元年

度における取り組み内容はとのご質問ではありますが、令和元年度は第5次総合計画のこれまでの取り組みに対する事後評価、そして基礎調査とその分析などが主な取り組みであります。具体的な内容といたしましては、町民・小中高校生アンケートの実施、統計データによる現状分析、高校生ワークショップの実施、町3役のトップインタビューなどを行うことといたしております。

次の②の策定に当たっての基本方針はとのご質問ではありますが、これまで進めてきた第5次総合計画の理念を踏襲しながら、地方創生の視点である「暮らしづくり」「ものづくり」「まちづくり」「人づくり」を設定し、町の現状を踏まえたまちづくりを基本として策定することにいたしております。

次の③、第5次計画と違った取り組みはとのご質問ではありますが、策定時の取り組みとして、総合計画に若者の意見を反映するため、小中学生アンケートの実施、高校生ワークショップの開催を予定をいたしております。

次の④、令和2年度の主なスケジュールはとのご質問ではありますが、令和2年度につきましては、町内の各種団体のヒアリングの実施、町内部組織である副町長を代表とした策定委員会と各課の係長等で構成され、具体的に総合計画の内容を検討するワーキングチームの設置、総合計画素案の諮問を受け、その検討結果を町長に答申する審議会の設置、審議会、策定委員会、ワーキングチームの協議などを行い、9月末までに総合計画の素案を策定することにいたしております。その後、町民の皆様のご意見を反映するためパブリックコメントを実施し、12月中に総合計画（案）の最終確認をすることにいたしております。以上が主なスケジュールであります。

次に⑤、審議会委員には公募や若い世代の登用をとのご質問ではありますが、今回の総合計画には若者の意見を多く反映したいと考えておりますので、今後、検討していきたいと考えております。

次に⑥、子どもたちが関心を持てるような説明書の作成をとのご質問ではありますが、今回もダイジェスト版を作成することにいたしております。これを誰でも分かりやすい内容で策定したいと考えております。

次に⑦、議会への対応はとのご質問ではありますが、総合計画（案）を12月中までに最終確認し、令和3年1月中には、議会へ説明できるものと考え

ております。なお、議会から出された意見につきましては、策定委員会において総合計画案への反映を検討し、修正等を行ったうえで、3月末までに総合計画を策定したいと考えております。

次に⑧、事業計画・財政計画の併記はとのご質問であります。総合計画の基本構想、基本計画の目的は、今後のまちづくりの方向性を示すもので、その施策はその時の財政状況や社会状況に応じて事業化され実施されることとなりますので、一般的には事業計画・財政計画を併記しないことになっております。しかしながら、一定期間の事業計画・財政計画は必要でありますので、総合計画の実施計画において、3年間の事業計画・財政計画を作成することにいたしているところであります。

続きまして、川棚町の歌の制定についてのご質問にお答えいたします。

市町村の歌につきましては、県内の状況を調べたところ、長崎市、佐世保市など6市と時津町、佐々町、上五島町の3町が制定しており、最近では平成28年に松浦市が市制10周年として市歌を制定しているようであります。また、作詞・作曲については、公募によるものや郷土の作家を登用するもの、中には「さだまさし」さんや「小椋佳」さんなど著名な作曲家、作詞家、歌手を登用した例もあるようであります。そして、松浦市の市制10周年のように、町制施行記念や合併記念として制定されることが多いようであります。このことは議員も述べられたとおりであります。一方、川棚町の状況であります。フリー百科事典の市町村歌一覧によりますと、川棚町の歌として「川棚音頭」が掲載されておりますが、若い人にはあまりなじみがないように感じます。町民になじみがありますのは、各地区の盆踊りや小学校の運動会などでよく使われている川棚くじゃく踊り、通称くじゃく音頭であり、お盆に故郷川棚町に帰ってこられる方々は、川棚くじゃく踊りが流れると、川棚に帰ってきたという感じがしていただけるものと考えております。以上のような状況の中、ただいま議員からの町の歌の制定に向けてご提言がありましたが、いろんな機会を通じて、時間をかけて町民の方々のご意見を聞きながら具体化を進めてみる考えはないかとお尋ねでありますが、まずは、町の歌を制定する意義、制定した場合の効果や制定後の活用方法なども研究をしてみたいとこのように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。それでは再質問をさせていただきます。まず総合計画の関係でありますけども、まず1番目の31年度の取り組みということでありました。ちょっと聞き取れなかったんですけど、現状分析っていう面につきましてはどういう形でちょっとされているのか、改めてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。当然、今までの計画の分析をしなければ次にはつながりませんので、そういう分析のやり方も含めてお尋ねをいたしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。現状分析についてお答えしたいと思います。主に現状分析といたしましては、統計の方から人口動態、あと雇用等と状況、そういうデータの方をですね、集めまして、その中で今後の、これは「まち・ひと・しごと」にも通じる場所もあるとですけども、人口の状況、そこら辺をですね、把握しながら将来の目標、そういうものを設定していきたいということで分析を行うものでございます。以上でございます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。今の件で重ねて、そうしますともうある程度現状分析は、今年度の方でできているというふうに理解をすればよろしいわけですかね。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。おっしゃるとおり今、「まち・ひと・しごと」の中でも人口等については現状分析を行っているところでございますので、ある程度分析の方はできているということをご理解いただいて結構でございます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。私がちょっと認識不足もあるんですけども、「まち・ひと・しごと」の関連と、総合計画の分析っていうのは期間的には一緒でありますし、「まち・ひと・しごと」は今、対応されているとふうに聞いておりますけども、その関連性というのはかなり密であるというふうに理解をしいいわけですかね。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今、議員から言われたとおり「まち・ひと・しごと」の関連というのはですね、特に事業内容も、同じような事業内容も出てくるということで、一緒に考えていくというところがございます。以上でございます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 それでは2問目に移らせていただきたいと思います。策定にあつての基本方針につきましては、暮らし、まち、人、人づくりを設定しということでご答弁をいただいたところでございます。冒頭申した中で、より具体的に、また時代背景をしながら、今までと違った視点の総合計画の取り組みも、いろんな自治体にもあるというふうに述べたと思いますけども、そういう意味も含めれば、今回の今言われました暮らし、まち、人づくりを設定しという意味では柔軟に、長期ではあるけども幅広く対応できるような取り組みを進めていくというふうに理解をしてよいところでありましょうか。お尋ねをいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 申し訳ございません。最後の方がよくわかりませんでしたので、もう一度質問の方よろしいでしょうか。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。具体的に、取り組むということでもいいのかと。今まで取り組んでこられた総合計画の取り組み、基本計画、実施計画含めて、いろんな対応されてると思うんですけども、状況がどんどん変わってきたということであれば、行政だけの枠で作るんじゃなくて、あるいは民間の方も入れて意見を反映させながらといういろんなやり方が、今、調べてみるとあるようなんですね。行政じゃなくて、住民を含めたまちづくりの一環という位置づけで、計画という位置づけで取り組まれているところもありますので、今回は今までよりもより具体的に幅広くそういった面が対応できる住民も位置づけの中での総合計画という捉え方でいいのかなということでのお尋ねでございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。初手議員がおっしゃったとおり、今回の総合計画の策定につきましては、もちろん各団体の方の意見や、あと若い人の意見、そう

いうものを多く取り込みまして策定していきたいというふうに考えておりますので、その具体的な取り組みというところまでは、それは実施計画になりますので、そこまでは総合計画の中には入りませんが、よりこれまでよりは現実に近いような総合計画が策定できるのではないかというふうに考えているところでございます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。私ももう少し具体的な例を挙げればよかったんだと思いますけども、若い人の登用につきましては先ほどの答弁もありましたし、そういった方を入れ込むということでより柔軟的な中身の検討は行われるというふうに理解をさせていただきたいと思います。

次に3番目であります。第5次総合計画と違った取り組みについてはということで、若者の意見、あるいは高校生のワークショップということで取り組まれているようでありますので、これはぜひ期待をして、見守るといいますかね、いろんな折には状況等は聞かせていただきたいというふうに思っております。はい、それでは③につきましては今後活かされるようにですね、期待をしたいと思います。

次4番目のですね、令和2年度の主なスケジュールということで、それぞれ主だった分については、説明をいただいたところでございます。まず1点目ですね、パブリックコメントにつきましては、前回も行われておるようでありまして、前回はインターネットと企画財政課の窓口で取り組んだというふうに聞いております。今回の場合の取り組みについてはどのような形で捉えられるのか、私の感覚で見れば、このパブリックコメントはいわば住民が直接内容について意見を述べるというかですね、そういう貴重な機会ではないかと思えます。ただ、関心度がどれだけあるのかは非常に微妙なところではありますけども、どっかの会場を借りて一回だけそういった場を作るとかっていうそういったところまでのご検討は今のところされていないものでしょうか。お尋ねします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。パブリックコメントにつきましては、基本的にインターネットを介してですね、行いたいというふうに考えております。川棚町のホームページの方にそのパブリックコメントのページを作りまして、そこ

から発信したいということを考えております。また、広報誌の方にもパブリックコメントを行っていることを掲載しまして、住民の方には周知しまして、インターネットじゃなくてもコメントができるようにしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 パブリックコメントにつきましては、関心度によっては違うと思いますし、一般的にインターネットを使ってというのが主流だとは思っていますね。広報誌も使われということなんですけども、この計画は10年に1回、今までの中でできてきたわけですよ。前回の時のパブリックコメントってというのは、を通じていろんな意見とかを出てきたってというのは、もしどれぐらいあったとかってというのはご存知であれば教えてください。もう10年前の話ですので、たぶん担当課長ではなかったかと思いますが、もしご存知であれば教えてください。

議長、あの、探すのに時間がかかるのならあとで聞きます。すみません。

議 _____ **長** そういうことで、あとで調べて答弁をお願いします。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 ちょっと通告してない分をお願いしました、すみません。あの、前回との比較でどうなのかなと、ちょっとインターネットだけではどれぐらい入るのかなとちょっと疑問点がありましたので尋ねてみました。いずれにしても、そういう場を作っていくということが当然必要でありますので、ほかにまた方法があればですね、検討もしていただければというふうに思っております。

次に5番目にありますけども、審議会の委員には若い人材、あるいは公募もということで、今後、検討していきたいということではありましたので、ぜひ検討していただいてですね、幅広く総合計画に住民の代表とタッチしたという状況を作っていただくことが今後まちづくりにですね、つながっていくんじゃ、住民の協力につながっていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に6番目の子どもたちが関心を持てるような説明書の作成と、ダイジェスト版ですけども、内容で作るということでもございました。今回ちょうど

先ほどの説明の中で、小学生、中学生、高校生ということで、アンケートを取られておるということで大変いいことだなというふうに思っております。小学校の3年、4年生か5年までは川棚町の副読本を持ちながら地域の勉強もされておるというふうに聞いておりますし、よければそういった場にもです、使えるようなものであれば、より川棚町のことを知ってくれる子どもたちもいると思いますし、長期にわたる計画ですから、ぜひそういうことも含めて柔軟にといたしますかね、わかりやすいものを、金にかかるかもしれんけども、しれませんが、高校生と小学生の年齢的な違いもありますから、その辺は今後もし検討をしていただければと思いますがいかがでしょうか。

議 _____ **長** はい、企画財政課長。

企画財政課長 はい。初手議員さんからありました、副読本への反映というふうなことでございますけれど。

議 _____ **長** はい、初手議員。

4 番 初 手 説明が悪かった。副読本もありますので、それはそれとして、そういった、を活用しながら川棚のいろんな状況を勉強する機会が学校の中にありますから、そういったときに活用できるようなわかりやすいものを作ってみてはどうかと。年齢的な違いはありますので、という意味です。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。ダイジェスト版につきましてはこれから作るんですけども、今、初手議員が言われたような形にできるかどうか委託業者の方と検討しながらですね、考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 はい。金もかかることでしょうか、ぜひご検討の枠の中に入れていますね、入れていただければというふうに思っております。

次7番目の議会の対応の件でありますけども、先ほど町長説明では12月中に確認をして、1月中には議会の方へ説明ができるというふうなことでありました。その折に議会の意見があれば取り入れて、いわば修正というかその意向も増やすという捉え方のようでもありますけども、それはそれとして、その前段でいわば中間的な報告といたしますか、そういったものが私の感覚では可能じゃないかと思うんですけども、具体性がどこまであるかなんでしょ

うけど、そういったことも今後協議を進めていく中で、議会の方から要望等があれば柔軟に対応をしてくれるということはいかがでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。議会の方からそういう総合計画に対するお尋ね等がございましたら、その時はですね、こちらの方でも対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。議会の対応につきましては、その時の状況、内容がどこまで把握できるのかっていうのがわかりませんので、議会からお願いした時にはですね、そういう対応をしていただければ大変ありがたいというふうに思います。

次8番目、事業計画・財政計画につきましては、町長の答弁では一般的には総合計画の中には、併記といいますかね、載せないというふうな方針といますか、そういうシステムのようにあります。この前出ておりました、後期ですね、の3年間の予算の計画はこの前見せていただきました。結構細かく書いてあるというふうには思っております。その分で、カバーはできるのかなと私は思っていた分からすればですね、とったりもいたしておりますけども、やはり住民にも、こう、知っていただくということが、いわば総合計画に併記することによって、基本計画の5年間の分も含めてですけども、10年間の分じゃなくて5年間の計画に含めていくということもよりわかりやすい面が出てくるんじゃないかということで問いかけをしたところありますので、今後の取り組み状況を見ながらこの件につきましては、また必要があるようであればお願いをしていきたいと思っております。総合計画につきましては、以上とさせていただきます。

次に町の歌でございますけども、町長の最後の答弁は研究してみたいというふうなご答弁をいただいたところで、積極的に研究してみたいという言葉は出ませんでしたけど、やってみようかなというところは受け取ることができました。おっしゃるように、ただ単に作ればいいわけじゃなくて、いかに活用するか、どういう方法があるのかっていうのは当然前提として必要だというふうに思っております。なぜこの時期にこの話を持ち出したかっていうのは、前からそういった話が、個人的に聞いたことがあったんですけど

も、なかなかタイミングが取りにくい。この前の85周年では10年単位の間であるので、それもどうかというふうに思いましたし、ちょうど庁舎が建て替わるということを大きな位置づけとして考えれば、検討に値するタイミングじゃないかと。ですから、90周年までのスパンを見ながらですね、町長さん特にいろんな団体の方とか話を、接する機会もいろいろおありだと思いますので、ぜひこういった話があったということですね、ご意見を聞きながら具体化に向けてですね、進めていただければというふうに思います。町歌の件につきましては、前向きに積極的に研究してみたいということまでいきませんでしたけども、ぜひ研究をしていただきたいと、重ねてその辺の意気込みをちょっとお尋ねしたいと。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。それは先ほど答弁したようなことをご理解をいただきたいと思います。

それから、最初の質問の中でちょっと補足的に答弁をしたい事項がございまして発言をさせていただきます。

今回の総合計画につきましては、ダイジェスト版をわかりやすいものを作りたいとこう申し上げておりましたが、先ほど議員からはたぶんそれをもっとわかりやすく小学生向きに作成したらどうかのご提言であったというふうに理解をしたところでありますが、担当課長はそこまで踏み込んで答弁はしておりませんでした。これにつきましては、小学校の教材として使われることもありますので、検討に値すると思っております。他所の町の事例等も調査しながら研究をしてまいりたいと思います。

それから、2番目の質問の中で、住民を含めての計画になるのかというご質問がありましたが、これについては質問の趣旨がよくわかりませんでした。例えばいろんな制度をつくる場合、あるいは法律をつくる場合にはその法律の目的を達成するために国の責務であるとか、市町村の役割であるとか、住民の、いわゆる国民の役割、そういったものが主に規定をされておりますが、今回その総合計画を策定するに当たって住民の役割、協力そういったものまで表現をするのかという質問ではなかったのでしょうか。もしそうであれば、総合計画というものは、そこまで住民に対して協力を求めたりする明確な条文には一般的にはなっておりませんので、それを計画を見ていた

だくことによって川棚町が今後どのようなようになっていくのかということ町民自らが理解していただく、そして自らがその施策に協力をしてもらうというような性格のものでありますので、その辺については付け加えて答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 はい。ダイジェスト版につきましては、ぜひご検討をいただきたいと思います。

今おっしゃいました施策に当たっての基本方針につきましては、総合計画自体が公共的なものに今変わりつつあるんだというふうな捉え方もあるようでしたので、今の取り組みの姿勢を変えるというんじゃないで、やはり公共的に住民も総合計画、基本計画・実施計画に一部参画することによって一緒にまちづくりをすると、行政側だけじゃなくてというところの方向性が今後出てくるんじゃないかという意味も含めて、そういった捉え方も一部あってもいいんじゃないかということでの位置づけであります。今、基本的なものを進められておりますので、今後状況を見ながらですね、対応できるものであればそういったことも必要かと思いますが、今の分で基本的に進められるのであれば、それはそれとしてよろしいかとは思いますが。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。これから特に行政を進める場合にはやはり住民の協力が必要でございます。よく、自助・共助・公助と言われておりますけれども、こういった形で行政を進める必要がありますので、住民の皆様方にわかりやすく、そして、自助・共助をしていただけるようなそういった形にしていきたいとこのように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。先ほど初手議員の方からお尋ねがありましたパブリックコメントの件なんですけれども、パブリックコメントとして寄せられた件数につきましては全部で13件で、13件でございます。13の質問がコメントがあったということで理解していただければと思います。内容としましては、主に教育に関すること、それから観光に関すること、そういうものが多かったです。以上でございます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 総合計画につきましても、一番基本でございますので積極的にかつ柔軟に対応していただきたいと思います。

町歌につきましても、ぜひ子どもたちが歌えるような歌ができれば長い意味でこれからの歴史に、いろんな伝承につながっていくかと思っておりますので、積極的な取り組みをですね、ご期待を、期待を、あまり期待をとか言うなってなってますけども、期待をしながらですね、質問を終わりたいと思っております。以上で終わります。

(1 6 : 3 6)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 6 : 3 7)

(…休 憩…)

(1 6 : 5 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、小谷龍一郎議員。

2 番 小 谷 議席番号2番、小谷龍一郎です。通告文にしたがって2項目の質問をさせていただきます。

まず第1項目、住宅地区（山手、旭ヶ丘、若草、新百津、数石）エリアの町道敷法面の管理について質問いたします。

住宅地区には急傾斜地が多く、地すべり危険地域に指定されているエリアもございます。地形的に高低差があるため、町道から下に延びる法面の面積が広く、地域の方々に草刈り等の管理をされているのが現状であります。しかしながら、高齢化が進み急傾斜地での草刈りなどの作業等、危険な作業が伴うため管理が難しくなっているとの声を多く聞くようになってきました。このような現状を踏まえまして、以下の点をお尋ねいたします。

①町道敷の急傾斜地を町で管理できないか。

②町道の敷地管理料としての補助金を出すことはできないか。

③町道敷の急傾斜地の侵食や風化による崩落や落石等の報告がされていると思いますが、ロックネット設置や法面保護工等の対策を早急に行うべきではないでしょうか。

続きまして、2項目に移ります。キャンプ場施設の一般利用について質問いたします。

近年、アウトドアブームが広がり、ソロキャンプ等オールシーズンでキャンプを楽しむ人が全国的に増えてきております。本町にも大崎キャンプ場が既にございますが、「教育キャンプ場」や「大崎公園のんぽか山」など、大村湾が一望でき非常に景観がよい自然を楽しむことができる場所がございます。また、オフシーズンでもこの施設等に関しましては、きれいに管理されている施設であり、もっと活用するべきと考えております。これらに関して以下の点をお尋ねします。

①教育キャンプ場を大崎キャンプ場と同じように、有料での一般利用ができるようにできないか。

②大崎公園のんぽか山をキャンプ場として開放することはできないか。以上、2項目について質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 小谷議員の質問にお答えいたします。小谷議員からは、2項目の質問をいただきましたので、それぞれお答えをしております。

まず1項目目の住宅地区エリアの町道敷法面の管理についてのご質問ですが、住宅地区に限らず、町内において町道法面敷などの町有地の草刈りなどの維持管理につきましては、地元の皆様方にご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。数石地区から山手地区までの、いわゆる百津住宅地区には、平成30年3月に指定された土砂災害警戒区域の箇所が18箇所ございます。その内、急傾斜地崩壊危険箇所が17箇所、土石流危険箇所が1箇所となっております。その中には、町道法面敷や住宅地裏の町有地法面敷も含まれているところでもあります。ただ、議員が述べられました地すべり危険区域に指定されてるエリアは当該地区にはございません。

そこで、1点目についてであります。町道敷の法面、急傾斜地の管理は町であります。草刈りなどの維持管理は地元にご協力をお願いしてきているところでもあります。今後も可能な範囲で地元のご協力をお願いし、危険性や大きなご負担となってる箇所がありましたら、地元と十分協議しながら対応は検討していきたいと考えております。

2点目についてですが、町道法面敷などの草刈りなどの維持管理は、先ほども言いましたように地元の皆様のご協力でも年2回の町内一斉清掃時に実施をいただいているのが現状であり、改めて感謝を申し上げます。そこ

で、ご質問の町道敷管理料としての補助金については考えておりませんが、年2回の一斉清掃以外に草刈り等を実施される場合は、川棚町ボランティア公共空間環境美化活動実施要綱、いわゆるアダプトプログラムに基づき、団体登録していただき、年2回の美化活動を実施していただければ、資機材、例えば草刈り機の替え刃などの支給は可能でありますので、地元と協議をしていきたいと、このように考えております。

3点目についてであります。急傾斜地の保全に関しては、原則として法面所有者が保全・管理をしていかなければなりません。なお、一定の要件に該当する場合は補助事業の対象として事業実施できる場合もあります。ただ、町有地に関しては原則の所有者保全・管理が適用されることから、補助事業の対象とはなりません。先に述べたように、平成30年3月に土砂災害警戒区域に指定され、指定区域には町有地の急傾斜法面も含まれておりますので、今後、年次計画での整備について検討していきたいとこのように考えております。

次に、キャンプ場施設の一般利用についてのご質問にお答えいたします。この件については、2項目をいただいておりますが、1番目のご質問については教育長から答弁をしていただきます。

そこで、大崎公園ののんぼか山をキャンプ場として開放することはできないかについてであります。のんぼか山は昭和59年に開園し、その当時は、県内でも数少ない観光地の目玉として、サイクルモノレールを取り入れ、来園者に楽しんでいただいたところでもあります。その後、全国的に遊具の事故等が頻繁に発生したことを受け、本町におきましても、点検等を実施したところ経年劣化が激しく、平成21年度に安全上の観点からサイクルモノレールを解体撤去しており、現在は、散策道として活用している状況であります。のんぼか山には、トイレはございますが、キャンプ場としての水道施設、炊飯施設は整っておらず、キャンプ場としての開放は考えておりません。現行の施設を活用していただければとこのように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 1項目目の教育キャンプ場を大崎キャンプ場と同じように有料での一般利用ができるようにできないかのご質問にお答えいたします。

教育キャンプ場は、昭和46年6月に設置しておりますが、その当時のスポーツ振興法第10条では「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行われる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」として野外活動の普及奨励が規定されておりました。また、このスポーツ振興法は、平成23年にスポーツ基本法として、改正されたところですが、このスポーツ基本法第24条では、先ほど述べました旧スポーツ振興法第10条と同様の趣旨の規定が改正後においても置かれております。そこで、本町では、昭和45年6月に「川棚町立教育キャンプ場の設置及び管理等に関する条例」を制定し、第2条では川棚町にスポーツ基本法、制定当時はスポーツ振興法第10条ですけど、第24条の目的を達成するために教育キャンプ場を設置する、第3条では教育委員会は、教育キャンプ場をその設置の目的にそうように管理すると規定しています。このように、健全な野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励のための施設として、大崎キャンプ場の一般利用に比べて、利用の対象や利用の際の行為の禁止等の条件を厳しくして、管理運営しているところです。また、野外活動の普及奨励や教育キャンプ場の利用を促進する取り組みとしては、毎年、学校が夏休みに入る前に、教育キャンプ場や海水浴場等の周辺施設において町子供育成会連絡協議会と協力して、ワクワクDAYキャンプを開催しており、テントの張り方や飯ごう炊飯、その他各種ワークショップを催し、楽しい1日を過ごしています。しかし、過去10年間の教育キャンプ場の年間平均利用を見ると、ボーイスカウト、社会体育や学校部活動クラブ、学校遠足、学校PTA団体、児童保育クラブなど約10件、250人程度となっております。一昔前のような地区子供会などでの利用はこの数年はなく、利用は低調なものとなっております。議員からは、教育キャンプ場を大崎キャンプ場と同じように、有料での一般利用ができるようにできないかと質問をいただいておりますが、現在の教育キャンプ場の利用状況を考えると、議員のご指摘のように、一般利用を含め、施設の有効活用を検討する必要があるものと考えるところです。しかし、件数は少ないながらも、教育キャンプ場の設置目的に沿った青少年等の健全な野外活動の利用もあることから、これらのニーズを大切にしつつ運営できるよう、大崎自然公園内

の観光施設として移管することを念頭に置き、主管課である産業振興課と協議を進めていきたいと考えています。以上で、私の答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 それでは再質問に移らせていただきます。まず、住宅地区の急傾斜地に関しましてですけれども、町内至るところにこのような町道敷のですね、傾斜地あるかと思えますけれども、それぞれ地元の方が管理をされてると思います。今回、住宅地区に絞らせていただきましたのは、特に町内でもこの急傾斜地が多い地域ということもありまして、今回ここに絞らせていただきました。町長おっしゃるとおり、地元の方が協力して今、管理されてるのが現状でありますけれども、11月の議会報告会等の時にもですね、声が出ましたように、やはり地元の方の高齢化がですね、やはり進んでおりまして、今では自分たちが草刈りをしてるということですが、やっぱりそれが大変になってきているということが声が出ております。それで今後、5年、10年先を考えると、やはり少しずつでもですね、いきなり斜面をすべて整備するということは大変かと思いますので、これから少しずつでもですね、整備ができないかということで今回出させていただいております。それで、町の方にそういう要望を出してですね、材料支給等で防草シートを張ったらどうかとかいう回答もいただいているみたいですが、防草シートのですね、耐用年数等考えるとやはり防草シートを敷いても草が生えてきたり、数年経つとやはりまた替えないといけないであったり、あと特に、あの地域の斜面に関しましては浸食等、かなり崩れやすくなっている部分もありますので、防草シートではやはり不向きじゃないかという観点を持っております。ですので、少しずつでも、一気に全部することは難しいでしょうから、路肩の部分、約1メートルぐらいでもですね、コンクリートシール工であったり、法面を保護する分とあと防草を目的としてですね、そういうふうな工事がしていけないかということ、ちょっとお尋ねいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、お答えいたします。具体的な今後の対策については担当の建設課長から答弁をさせますが、今、議員からは防草シートなどの話もありましたが、実はこの百津住宅地区の道路の法面、崖地につきましては、

私も何とかしなければと思って就任以来、考えてきたところではありますが、基本的には先ほど言いましたように地元の方に管理をしていただいているのが現状であります。しかし議員が今おっしゃったように、高齢化が進んでおりまして大変ご苦労おかけしております、危険なところもあります。そういったことから数年前に防草シートを支給して、そして地元の方に張ってもらおうということも提案いたしました、張るときの作業の危険性を考えまして、建設課の職員に、課長に命じまして、職員で一部やってみることができないかということで提案して、実際職員に直接防草シートを張らせた経過があります。この防草シートにつきましては今、議員もおっしゃったように、いわゆる恒久的ではありませんので一時期のしのぎにはなりますが基本的な解決には至っておりません。そういった中で、危険区域、あるいは崩壊をしたところにつきましては、町の方で、最近では2箇所擁壁の工事をしているところでもあります。そういった中で今回、土砂災害警戒区域に指定もされたところもありますので、そういったところにつきましてはできるだけ事業がないかどうか今後検討していくことにしておりますが、建設課の方ではいづらか今後の対策についても議論をしているようでありますので、具体的なところについては建設課長に答弁をさせます。以上でございます。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。それでは、今検討している具体的な内容について少し答弁をさせていただきます。法面保護の工法としては先ほどの防草シートもありますが、恒久的なものではございませんので、コンクリート擁壁による腹付け工法、あるいは網を張ってその上からコンクリートを吹き付ける法面保護工法、あるいは落石・土砂を止めるネット工法等あります。経済的なものを含めながら現在検討をしておりますが、一番経済的なものは可能な限り腹付け工法が一番経済的であるだろうと。ただ、一定の面積要件がありますと、コンクリート吹付け工法も経済的になるのではないかとこのところもございまして、今回のご質問を受けて、令和2年度中にはその工法の検討がなされ、令和3年度から町長答弁ありましたように具体的な予算化が図られればということで、課内協議を今行っているところでございます。以上です。

議 長 小谷議員。

2番 小谷 今の答弁でだいたいそれ以上聞くことはないかなというところ

ろでもあるんですが、2番目の補助金に関しましても答弁いただいた、そのアダプトプログラムの方で美化活動ですね、そういうのがあるということで、地元の方たぶん知られてない方が多いかと思います。多いかと思うので、ほかの地域もそうですけれども、どこの地域でもこの件に関しましては困っておられる方がおられると思います。ですので、今度5月にまた町内清掃ありますけども、そういう時期にでもですね、地域の方、協議する場がございましたらそういう面も紹介、紹介といいますか、ちゃんと説明をしていただければと思います。この点に関しましては、ちゃんといい答弁をいただけましたので、令和3年に工事が進むことを期待して次に移りたいと思います。

次のキャンプ場の方に移らせていただきます。まず、順番どおり1番目からいきましょうかね。1番目の教育キャンプ場の方からちょっといきますけれども、私も教育キャンプ場の利用の条件等見させていただいたんですけれども、通告文に書いておきますとおり、現在ソロキャンプといいますか、一人であったり二人であったりですね、少人数でキャンプを楽しむ方が増えておられます。この利用条件の中に、まず5人以上というものがありますし、確かに健全な野外活動ということでアルコール等禁止されてる部分があるんですけれども、教育キャンプ場の名目上やはりこの条件で使われる方を優先するべきだとは思っております。ただ教育長言われたように、利用状況に関しましてはやはり減少しているということがあるかと思いますが、施設自体は常にきれいに管理されてると思います。私も何度か登って見てるんですけれども、ですから、せっかく綺麗な施設があつて、海がきれいに見えてですね、あの景観はなかなかキャンプ場としてここら辺一帯でもないかと思っておりますので、答弁の中で今後検討していくということで答弁がございましたので、教育キャンプ場に関してはそれをお願いしたいといえますか、検討をぜひ進めていただいて、一般の方でもですね、利用できるように、あくまで教育キャンプ場の目的で使う方を優先されて、空いてる日をですね、もちろん予約制になるかと思いますが、そういう形で利用できるような制度をつくっていただければと思っております。それとですね、あともう一つ言えば、せっかく今ブームが来ておりますので、このブームにぜひ乗ってですね、もちろん川棚の観光アピールにもなるかと思っております。これ

だけ自然が豊かです、きれいな海が見えて、この景観がある川棚町、一つの財産としますので、それを活かせるように早急にそのような検討をしていただきたいと思います。

2番目ですけれども、のんぼか山に関してですが、ここも今散策道としてされてるということですが、最近登った方はあんまりいないんじゃないかと思います。5月にくじゃく祭り等ありますけれども、ゴーカートの方の山には皆さん結構登られたことあるって思うんですけれども、のんぼか山の方はですね、何も無いって言ったならあれですけれども、もう本当広場があって、景色は非常にいいところなんですけれども、きれいな広場がいくつか分かれて点在しております。本当キャンプ場には向いてるような場所なんですけれども、町長言われたように実際トイレはあるんですけれども、水にしましては、水道は入っております。で、今のキャンプをする方っていうのは結構自前でもって来られる方が多いです。実際皿洗ったりする施設は確かにあった方がいいんですけれども、テントに関しましても、火に関しましても、それぞれ自前でそれぞれ道具を買ってですね、それを使いたいためにキャンプ場に登っていくという方が多いんですけれども、そういう方の利用を目的に開放するということはどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。今、小谷議員おっしゃったように、一人でキャンプをするということが少しだけブームになっていることは私も承知をいたしております。そこで、今回のような質問があったというふうに理解をしておりますが、先ほど言いましたように、教育キャンプ場、失礼しました、一般キャンプ場、そしてオートキャンプ場もありますし、また、今、教育長が答弁いたしましたように教育キャンプ場につきましても一般キャンプ場として活用をするような方法を考えたいということでもありますので、わざわざ、わざわざこの、のんぼか山をです、一般キャンプ場にすることについては、いわゆる費用対効果を考えますと、あまり好ましくないんじゃないかと、こう思っております。そしてあそこは景観がいいんですけど、非常に高いところで、急峻な崖があって危険なところでもあります。したがって、キャンプというのは一般的には夜に野営をするということでもありますので、危険性がさらに増すと考えておまして、そういったことを考え

ますと積極的に前向きに考えることは差し控えたいとこのように思います。
以上でございます。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 確かに危険は伴うかと思いますが、今、町長言われたように非常に高い場所にあります。大崎半島の一番てっぺんになりますので、くじゃく荘とか教育キャンプ場を見下ろせるぐらいの高さになるんですけども、一番てっぺんに大崎半島の形上、平らな、てっぺんが平らな地形ですけども、そのてっぺんにありますので、大崎の一般キャンプ場は海のすぐ横なんですけれども、のんぽか山が一番てっぺんですので、逆に空がきれいに見えるんですよ。下手したら180度全部夜になると星が見えるというような場所ですので、なかなかほかにはないような地形的な部分も考えてですね、地の利といいますか、そういうものがあるかと思いますが、今、前向きに検討はしたくないということで答弁ありましたけれども、そういう観点からも見てですね、ぜひ検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。実はこの質問をいただいて、私なりに検討して答弁をしたところであります。以上でございます。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 終わります。

(17:19)

議 長 通告者の質問が終了をいたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(17:19)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷猛

会議録署名議員 水谷末義